

平成27年12月16日  
改定 平成29年10月25日  
改定 令和 2年 7月30日

たか はま

# 高浜地域の緊急時対応 (全体版)

内閣府政策統括官(原子力防災担当)  
福井エリア地域原子力防災協議会

1. はじめに P. 2
2. <sup>たか はま</sup>高浜地域の概要 P. 4
3. 緊急事態における対応体制 P. 9
4. PAZ内の施設敷地緊急事態における対応 P. 24
5. PAZ内の全面緊急事態における対応 P. 47
6. UPZ内における対応 P. 62
7. <sup>おお い</sup>大飯発電所及び<sup>たか はま</sup>高浜発電所がともに被災した場合における対応 P. 104
8. 放射線防護資機材、物資、燃料備蓄・供給体制 P. 115
9. 緊急時モニタリングの実施体制 P. 134
10. 原子力災害時の医療等の実施体制 P. 145
11. 国の実動組織の支援体制 P. 158

# 1. はじめに

・この「<sup>たか</sup>高<sup>はま</sup>浜地域の緊急時対応」は、内閣府が設置した福井エリア地域原子力防災協議会において、関西電力(株)高浜発電所に起因する原子力災害に関し、地方自治体の地域防災計画・避難計画及び国の緊急時における対応をとりまとめたもの。また、関西電力(株)大飯発電所及び高浜発電所がともに被災した場合における対応方針について示す。なお、当該緊急時対応を構成する各地域防災計画・防災業務計画は、災害対策基本法等に基づき、各主体が作成するものである。

- 平成25年9月3日の原子力防災会議決定に基づき、内閣府政策統括官(原子力防災担当)は、道府県や市町村が作成する地域防災計画・避難計画等の具体化・充実化を支援するため、平成27年3月20日に、原子力発電所の所在する地域毎に課題解決のためのワーキングチームとして「地域原子力防災協議会」を設置することとし、高浜地域においても「福井エリア地域原子力防災協議会」が設置された。

福井エリア地域原子力防災協議会の構成員・オブザーバーは、以下のとおりである。

## 構 成 員

内閣府政策統括官(原子力防災担当)  
原子力規制庁長官官房核物質・放射線総括審議官  
内閣官房副長官補(事態対処・危機管理担当)付危機管理審議官  
内閣府大臣官房審議官(防災担当)  
警察庁長官官房審議官  
総務省大臣官房総括審議官  
消防庁国民保護・防災部長  
文部科学省大臣官房審議官(研究開発局担当)  
厚生労働省大臣官房審議官(危機管理担当)  
農林水産省大臣官房危機管理・政策立案総括審議官  
経済産業省資源エネルギー庁資源エネルギー政策統括調整官  
国土交通省大臣官房危機管理・運輸安全政策審議官  
海上保安庁総務部参事官(警備救難部担当)  
環境省大臣官房審議官  
防衛省大臣官房審議官  
福井県副知事  
京都府副知事  
滋賀県副知事

## オブザーバー

岐阜県  
関西広域連合  
高浜町  
おおい町  
小浜市  
若狭町  
舞鶴市  
綾部市  
南丹市  
京丹波町  
福知山市  
宮津市  
伊根町  
高島市  
関西電力株式会社

- ※ 協議会の運営は、内閣府が行う。
- ※ 協議会に、構成員を補佐するため、分科会を設置

たか はま

## 2. 高浜地域の概要

- 高浜発電所は、関西電力が福井県大飯郡高浜町に設置している原子力発電所である。
- 高浜発電所は、昭和49年の11月から1号機による営業運転を開始。昭和50年11月に2号機、昭和60年1月に3号機、同年6月に4号機の運転を開始している。

たか はま  
**関西電力(株)高浜発電所について**



お お い ぐん たか はま ちょう  
(1) 所在地 **福井県大飯郡高浜町**

(2) 概要

- 1号機：82.6万kW・PWR
- 2号機：82.6万kW・PWR
- 3号機：87.0万kW・PWR
- 4号機：87.0万kW・PWR

(3) 着工／運転開始／経過年数（令和2年4月現在）

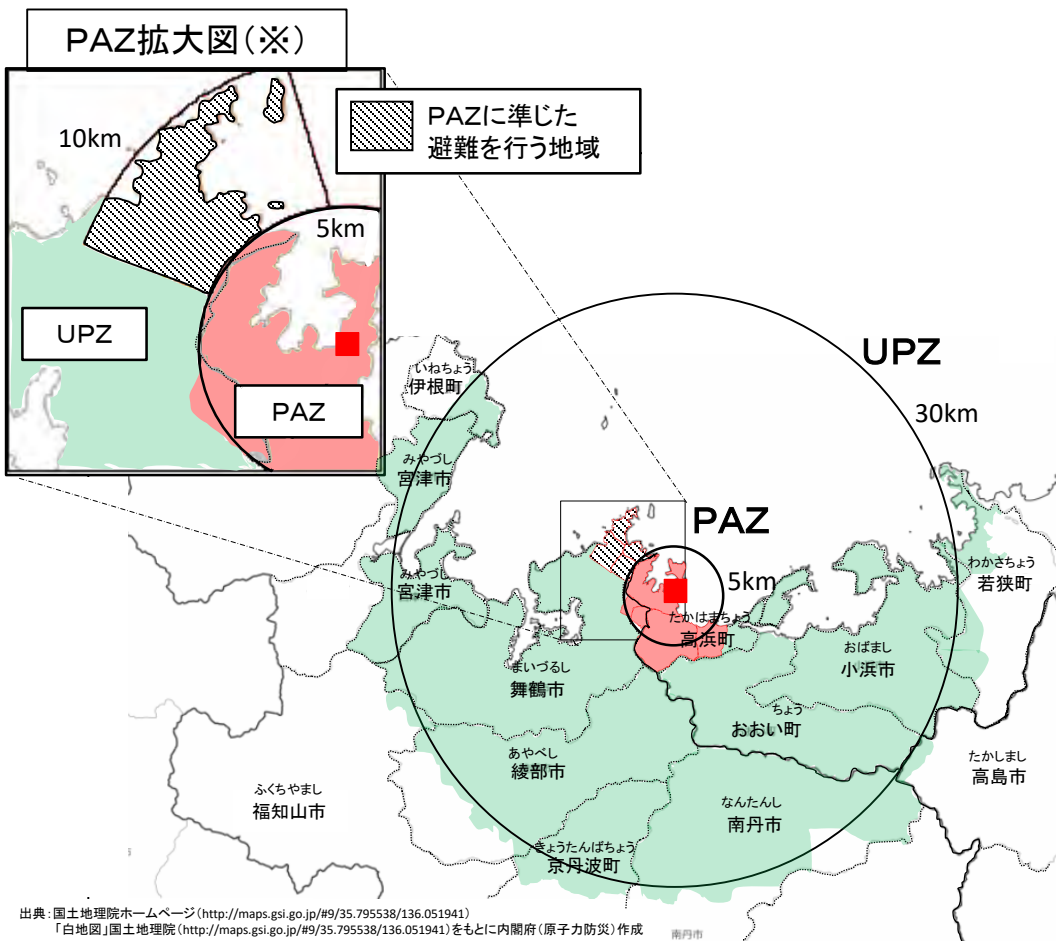
- 1号機：昭和45年 4月／昭和49年11月／45年
- 2号機：昭和46年 2月／昭和50年11月／44年
- 3号機：昭和55年11月／昭和60年 1月／35年
- 4号機：昭和55年11月／昭和60年 6月／34年



出典：国土地理院ホームページ(<http://maps.gsi.go.jp/#9/35.795538/136.051941>)  
「白地図」国土地理院(<http://maps.gsi.go.jp/#9/35.795538/136.051941>)をもとに  
内閣府(原子力防災)作成

# 原子力災害対策重点区域の概要

- 福井県地域防災計画、京都府地域防災計画及び滋賀県地域防災計画等では、原子力災害対策指針に示されている「原子力災害対策重点区域」として、発電所より概ね5kmを目安とするPAZ内(滋賀県は該当しない)、発電所より概ね5~30kmを目安とするUPZ内の対象地区名を明らかにしている。
- 高浜地域における原子力災害対策重点区域は、PAZ内は福井県高浜町、京都府舞鶴市、UPZ内は福井県、京都府、滋賀県の7市5町にまたがる。
- 舞鶴市のUPZ内の大浦半島の一部の住民491人については、避難経路がPAZ境界周辺を通ることから、PAZに準じた避難を行うこととしている。(「PAZ拡大図(※)」参照)



## ＜概ね5km圏内＞

PAZ(予防的防護措置を準備する区域):  
Precautionary Action Zone

⇒ 急速に進展する事故を想定し、放射性物質が放出される前の段階から予防的に避難等を実施する区域

1市1町(福井県:高浜町、京都府:舞鶴市)

住民数:高浜町7,651人、舞鶴市546人(大浦半島の一部の住民を含む)

## ＜概ね5~30km圏内＞

UPZ(緊急防護措置を準備する区域):  
Urgent Protective Action Planning Zone

⇒ 事故が拡大する可能性を踏まえ、屋内退避や一時移転等を準備する区域

7市5町(福井県:高浜町、おおい町、小浜市、若狭町)、  
(京都府:舞鶴市、綾部市、南丹市、京丹波町、  
福知山市、宮津市、伊根町)  
(滋賀県:高島市)

住民数:159,554人

人口:平成31年4月1日時点

# 原子力災害対策重点区域周辺の人口分布

- PAZ内人口は8,197人(PAZに準じた避難を行う地域を含む)、UPZ内人口は159,554人、原子力災害対策重点区域内の人口は合計で167,751人。
- 滋賀県においては、高島市の一部がUPZに含まれているが、山間部のため、対象エリアに居住する住民はいない。

関係市町名		PAZ		UPZ		合計	
		(概ね5km圏内) (PAZに準じた避難を行う地域を含む)		(概ね5～30km圏内)			
福井県	高浜町	7,651 人	3,162 世帯	2,778 人	1,156 世帯	10,429 人	4,318 世帯
	おおい町			8,233 人	3,216 世帯	8,233 人	3,216 世帯
	小浜市			29,262 人	11,997 世帯	29,262 人	11,997 世帯
	若狭町			3,673 人	1,191 世帯	3,673 人	1,191 世帯
小計		7,651 人	3,162 世帯	43,946 人	17,560 世帯	51,597 人	20,722 世帯
京都府	舞鶴市	546 人	235 世帯	81,331 人	39,591 世帯	81,877 人	39,826 世帯
	綾部市			8,086 人	4,104 世帯	8,086 人	4,104 世帯
	南丹市			3,543 人	1,696 世帯	3,543 人	1,696 世帯
	京丹波町			2,904 人	1,297 世帯	2,904 人	1,297 世帯
	福知山市			449 人	196 世帯	449 人	196 世帯
	宮津市			17,897 人	8,512 世帯	17,897 人	8,512 世帯
	伊根町			1,398 人	604 世帯	1,398 人	604 世帯
小計		546 人	235 世帯	115,608 人	56,000 世帯	116,154 人	56,235 世帯
滋賀県	高島市(※)			0 人	0 世帯	0 人	0 世帯
合計		8,197 人	3,397 世帯	159,554 人	73,560 世帯	167,751 人	76,957 世帯

※ 高島市の一部地域は原子力災害対策重点区域となっているが、対象地域に住民は居住していない。

平成31年4月1日時点



# 昼間流入出入口（就労者等）の状況

- 平成27年国勢調査によれば、高浜町及び舞鶴市全体での他市町村からの昼間流入人口は、約6,600人／日。
- また、平成28年経済センサスによると、500事業所、8,405人がPAZ内にて就労。
- 就労者の多くは、自家用車又は民間企業が所有するバスを通勤手段としている。

## <昼間流入・流出人口>

	他地域からの流入人口(人)	他地域への流出人口(人)	差引増△減(人)
高浜町	2,269	2,162	107
舞鶴市	4,286	5,509	△1,223
合計	6,555	7,671	△1,116

出典：平成27年国勢調査従業地・通学地集計 従業地・通学地による人口・就業状態等集計（総務省統計局）

## <PAZ内の就労者数>

市町名	PAZ内対象地区	事業所数	従業員数(人)
たか はま ちよう 高浜町 ※1※2	せい きょう 青 郷	112	1,108
	うち うら 内 浦	66	5,259
	たか はま 高 浜	285	1,869
	合 計	463	8,236

市町名	PAZ内対象地区※4	事業所数	従業員数(人)※5
まい づる し 舞鶴市※3	まつ お 松 尾	2	12
	た い 田 井	5	51
	なり う 成 生	1	23
	の はら 野 原	29	83
	合 計	37	169

出典：平成28年経済センサス－活動調査 町丁・大字別集計（総務省統計局）

- ※1 高浜町に所在する事業所のうちPAZ内の事業所分のみ計上
- ※2 高浜町における463事業所のうち、39事業所(5,123人)が関西電力関連企業

※3 舞鶴市の杉山地区・大山地区には事業所なし

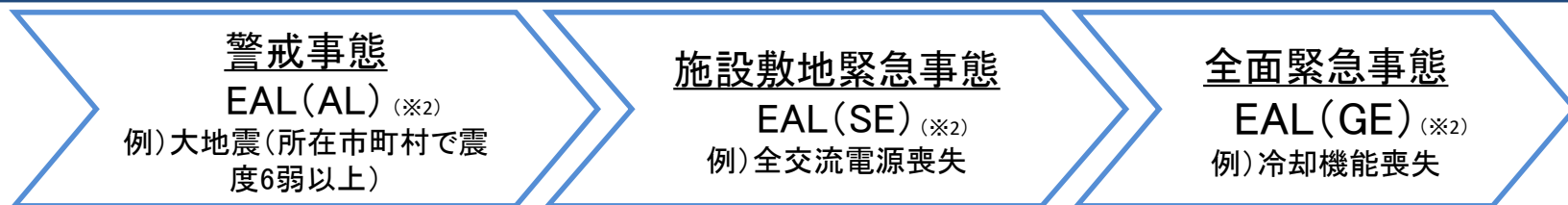
※4 PAZに準じた避難を行う地域を含む

※5 舞鶴市における事業所は、民宿や地元の水産会社が大部分のため、従業員はほとんど地元住民

# 3. 緊急事態における対応体制

# 原子力災害対策指針が定める緊急事態の防護措置 (緊急時活動レベル: EAL (※1))

- ▶ 緊急事態の初期対応段階においては、放射性物質の放出前から、必要に応じた防護措置を講じることとしている。
- ▶ 具体的には、原子力施設の状況に応じて、緊急事態を3つに区分。



施設敷地緊急事態要避難者の避難・屋内退避の準備開始 (※3)

施設敷地緊急事態要避難者の避難開始・屋内退避 (※3)

住民の避難準備開始

住民の避難開始

安定ヨウ素剤の服用準備

安定ヨウ素剤の服用

屋内退避の準備

屋内退避

PAZ内  
～概ね5km

UPZ内  
概ね5～30km (※4)

UPZ外  
概ね30km～ (※5)

(※1) EAL(Emergency Action Level): 緊急時活動レベル  
原子力施設の状況に応じて、避難や屋内退避等の防護措置を実施するための判断基準

(※2) (AL)=Alert (SE)=Site area Emergency (GE)=General Emergency

(※3) ○要配慮者(災害対策基本法第8条第2項第15号に規定する要配慮者すなわち高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいい、妊婦、授乳婦及び乳幼児の保護者等を含む。)のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらないもの

○要配慮者以外の者のうち、次のいずれかに該当し、かつ、早期の避難等の防護措置の実施が必要なもの

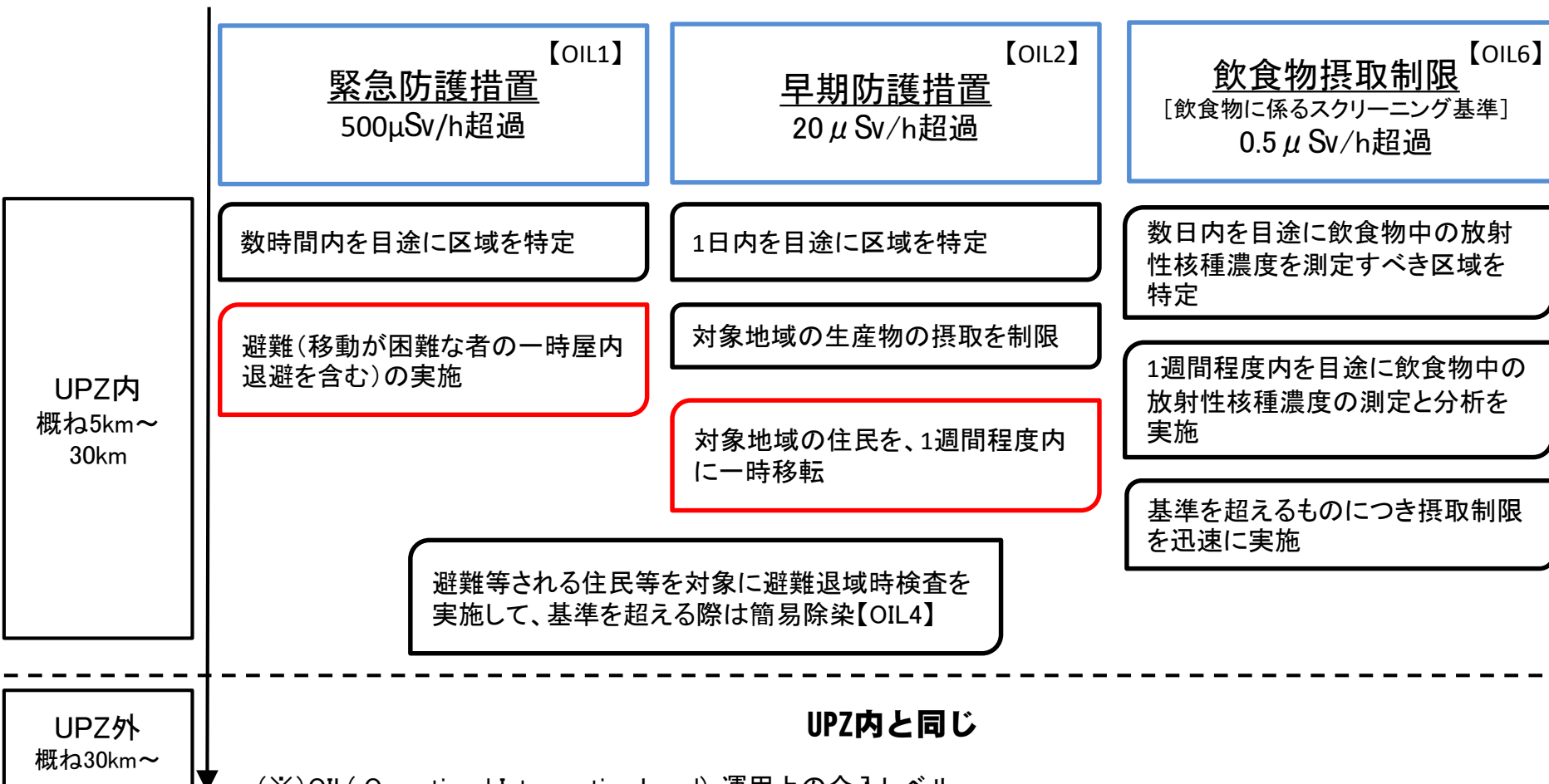
(ア) 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断したもの

(イ) (ア)のほか、安定ヨウ素剤を事前配布されていないもの

(※4) 事態の規模、時間的な推移や現地状況に応じてUPZ内においても段階的に避難等の予防的防護措置を実施する場合あり。

(※5) UPZ内と同様に、事態の進展等に応じて屋内退避を行う必要がある。このため、全面緊急事態に至った時点で、必要に応じて住民等に対して屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行わなければならない。

- 放射性物質の放出後、高い空間放射線量率が計測された地域においては、被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から1日内を目途に住民等について避難等の緊急防護措置を講じる。
- また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1週間程度内に一時移転の早期防護措置を講じる。



(※) OIL (Operational Intervention Level): 運用上の介入レベル

放射線モニタリングなどの計測された値により、避難や一時移転等の防護措置を実施するための判断基準

# 福井県及び関係市町の対応体制

- 福井県及び関係市町は、警戒事態で災害警戒本部等を設置。その後、事故の状況等に応じて災害対策本部を設置。
- 災害警戒本部等では、要員参集、情報収集・連絡体制の構築、住民等に対する情報提供をはじめ、PAZにおける施設敷地緊急事態要避難者の避難準備を開始。
- 警戒事態に至らないような事故などが発生した場合においても、県は地域住民の安全を守る立場から、迅速に対応。

(例) 美浜発電所3号機2次系配管破損事故(H16.8.9)…県庁に美浜原子力発電所事故対策本部を設置、職員による立入調査を実施

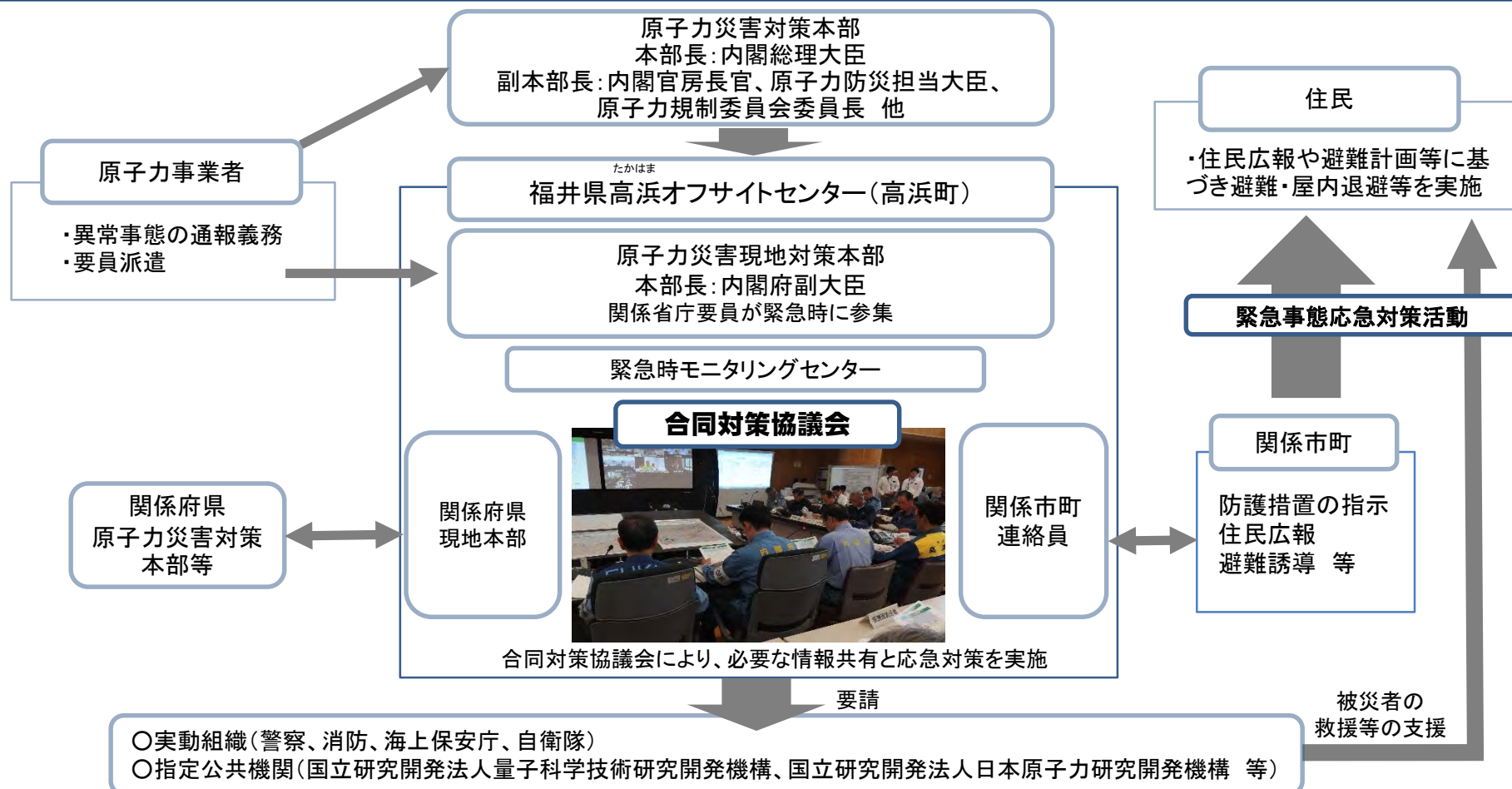








- 高浜町において震度5弱以上の地震の発生を認知した場合（警戒事態の前段階から）、原子力規制庁及び内閣府（原子力防災担当）の職員が参集し、福井県高浜オフサイトセンター（OFC）及び原子力規制庁緊急時対応センター（ERC）に原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室を立ち上げ、情報収集活動を開始。
- 警戒事態となった場合、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部を設置し、現地への要員搬送や緊急時モニタリングの準備を開始。
- 施設敷地緊急事態となった場合、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部の設置及び関係省庁事故対策連絡会議を開催し対応。また、内閣府副大臣及び国の職員を現地オフサイトセンター等へ派遣。
- 全面緊急事態となった場合、原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部を設置するとともに、国・府県・市町等のメンバーからなる合同対策協議会を開催し、相互協力のための調整を行いつつ対応。





# 国の職員・資機材等の緊急搬送

- 施設敷地緊急事態発生後の通報後、あらかじめ定められた100名程度の国の職員を福井県高浜オフサイトセンター及び各府県庁等に派遣。併せて必要な資機材の緊急搬送を実施。
- その後、状況に応じて追加要員及び資機材の緊急搬送を実施。

## <具体的な移動及び輸送支援のスキーム>

原子力規制委員会・内閣府  
原子力事故合同対策本部

国の職員  
必要な資機材

必要に応じ輸送支援を依頼

緊急輸送関係省庁  
(警察庁、消防庁、国土交通省、  
海上保安庁、防衛省)

輸送支援

オフサイト  
センター等



# オフサイトセンターの放射線防護対策・電源対策

➤ 福井県高浜<sup>たか はま</sup>オフサイトセンターは、耐震構造、鉄骨鉄筋コンクリート造2階建ての構造になっている。

## 【放射線防護対策】

・福井県内の4箇所のオフサイトセンターにおいて、放射性物質除去フィルター・換気設備・除染設備を整備済み。

## 【電源対策】

・福井県内の4箇所のオフサイトセンターにおいて、無停電電源装置、自家用発電機を設置（7日間分の電源を確保）。自家用発電機の燃料不足時には、電源車用電源受け口より関西電力が用意する発電車で継続して電源を確保。  
 ・加えて、福井県は、福井県石油業協同組合と協定を締結しており、オフサイトセンターなど災害対策上重要な公的施設等に優先給油される仕組みを構築し、給油確保方策も確立。



福井県高浜オフサイトセンター  
(高浜町)  
〔 無停電電源装置、自家用発電機、  
燃料タンク(7日間分) 〕  
(発電所からの距離約7km)



仮にオフサイトセンターが機能不全に陥った場合でも、代替オフサイトセンターに移動し、対応可能。

- 高浜発電所の代替オフサイトセンター
- 福井県生活学習館 (発電所から約87km)\*1 \*2
  - 福井県敦賀オフサイトセンター\*3 (発電所から約49km)\*1
  - 福井県美浜オフサイトセンター\*3 (発電所から約45km)\*1
- \*1 距離は、いずれも「直線距離」  
 \*2 非常用発電機を整備(3日間稼働)  
 \*3 いずれも、福井県高浜オフサイトセンターと同等の放射線防護対策及び電源対策の整備を完了

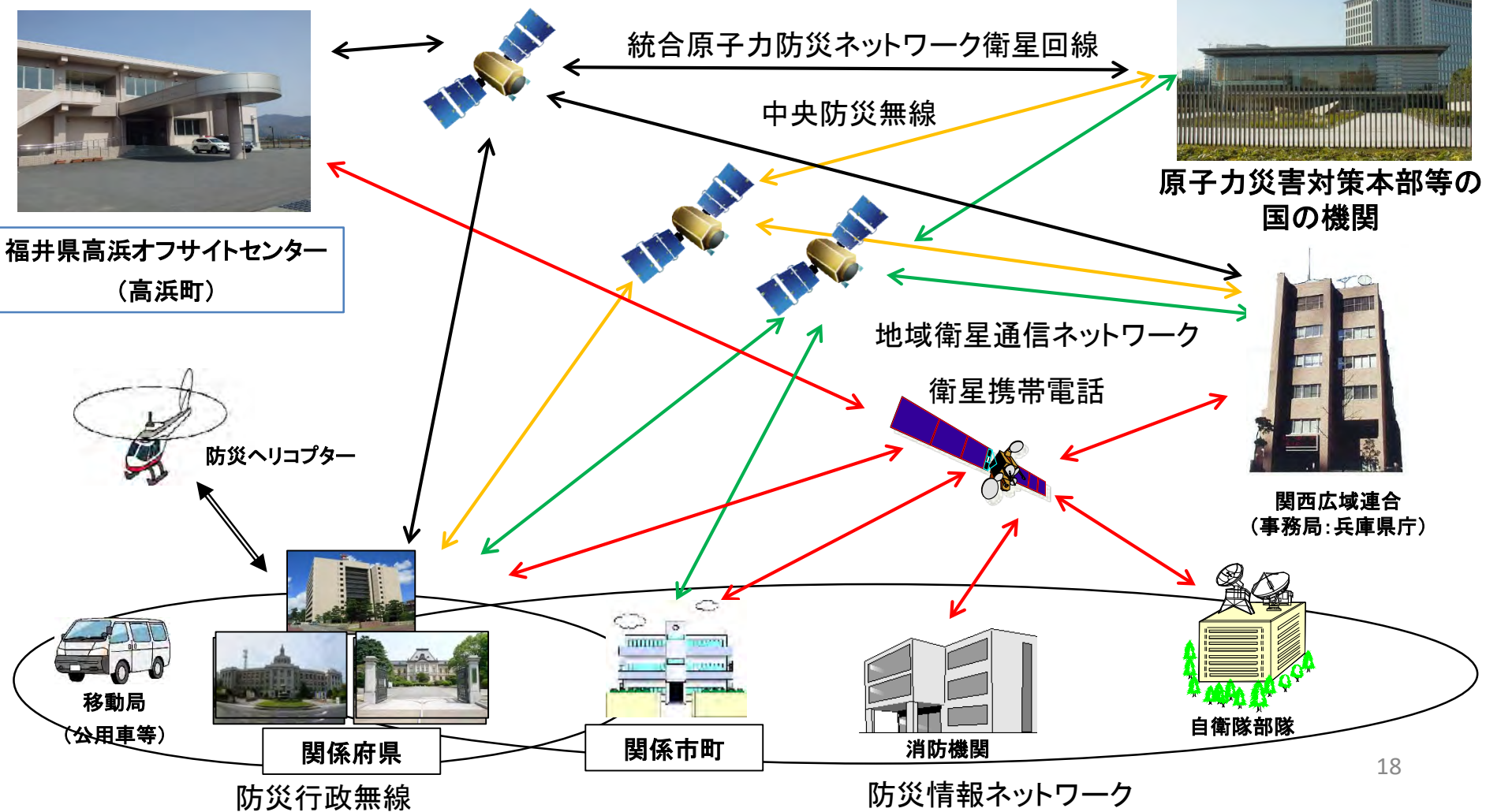
福井県大飯オフサイトセンター  
(発電所から約10km)

高浜発電所

出典：国土地理院ホームページ (<http://maps.gsi.go.jp/#9/35.808904/136.148071>)  
 「白地図」国土地理院 (<http://maps.gsi.go.jp/#9/35.808904/136.148071>)をもとに内閣府(原子力防災)作成

- 一般回線が通信不全の時には、原子力災害対策用に整備されているTV会議回線を含む専用通信回線を使用し、更に専用通信回線が不全の場合は、衛星回線を使って連絡体制を確保。
- その他、中央防災無線、衛星携帯電話等を使用し、連絡体制を確保。

＜一般回線及び専用通信回線が使用不能の場合＞



- 福井県及び京都府からの要請を受け、避難先自治体との受入調整や輸送手段の確保等を迅速かつ的確に実施するため、関係機関と必要な情報について円滑に共有できるよう関西広域連合(事務局:兵庫県庁)にもTV会議システムを配備。

## <情報共有のイメージ>

関西広域連合  
(事務局:兵庫県庁)



- ◆ 避難先の確保
- ◆ 輸送手段の確保

### TV会議システム

- 知事同士の会議による避難の受入要請
- 避難者数等の情報共有
- 住民避難オペレーションの検討



福井県庁 京都府庁



- ◆ 受入れ調整の要請
- ◆ 避難者数等の情報の提供
- ◆ 輸送手段の調達への要請

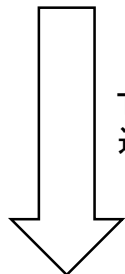


# 住民への情報伝達体制

- 防護措置(避難、屋内退避、一時移転、安定ヨウ素剤の服用指示等)が必要になった場合は、国の原子力災害対策本部等から、関係府県及び関係市町に、その内容をTV会議等を活用し迅速に情報提供。
- 関係府県及び関係市町は、防災行政無線、音声告知放送、緊急速報メールサービス、広報車、ホームページ等を活用し、住民へ情報を伝達。

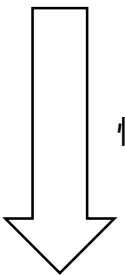
## <関係府県及び関係市町が整備する住民への主な情報伝達手段>

原子力災害対策本部  
(首相官邸)



TV会議等を活用し  
迅速に情報伝達

関係府県、関係市町



情報伝達

住民

防災行政無線(屋外拡声子局)



防災行政無線(市町からの発信)



ホームページ等

- 福井県  
危機対策・防災情報ポータルサイト
- 福井県庁 危機対策・防災課
- 福井県庁 危機対策・防災課
- 高浜町
- 京都府  
きょうと危機管理WEB
- 舞鶴市
- 滋賀県  
滋賀県防災ポータル
- うおーたん(滋賀県公式)
- 滋賀県
- 滋賀県

音声告知放送(戸別受信機)



緊急速報メールサービス



広報車



等

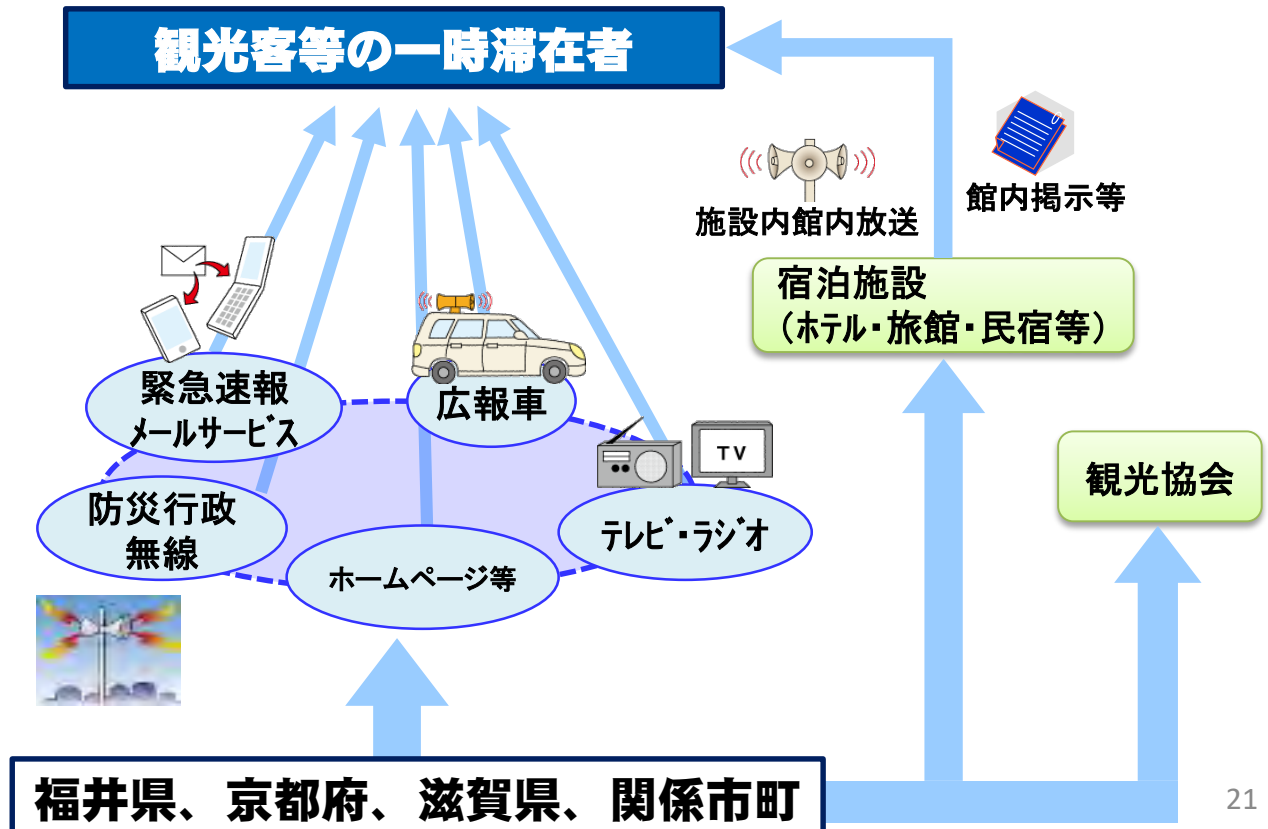
# 観光客等一時滞在者への情報伝達体制

- 関係府県及び関係市町は、PAZ及びUPZ内の観光客等一時滞在者に対し、警戒事態の段階で、帰宅等の呼びかけを行う。
- なお、帰宅等の呼びかけは、関係府県及び関係市町は、防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス等により観光客等一時滞在者に伝達(20頁と同様)。
- その後、事態の進展に伴い、防護措置(避難、屋内退避、一時移転、安定ヨウ素剤の服用指示等)が必要になった場合は、国の原子力災害対策本部等から、関係府県及び関係市町に、その内容をTV会議等を活用し迅速に情報提供し、観光客等一時滞在者に伝達。

## 【緊急速報メールサービス(イメージ)】

### 受信メール

20〇〇/〇〇/〇〇 午前〇〇:〇〇  
緊急情報  
(〇〇市・町)からののお知らせです。  
先ほどの地震による影響について、高浜発電所の安全確認を行っています。現在、放射性物質の放出は確認されていませんが、今後、避難等を行っていただく可能性があります。観光客等一時滞在者の皆様は、速やかに自宅や宿泊先に戻ってください。住民の皆様も、現在のところ避難や屋内退避を行う必要はありません。府県や市町からの情報に注意し、落ち着いて行動してください。



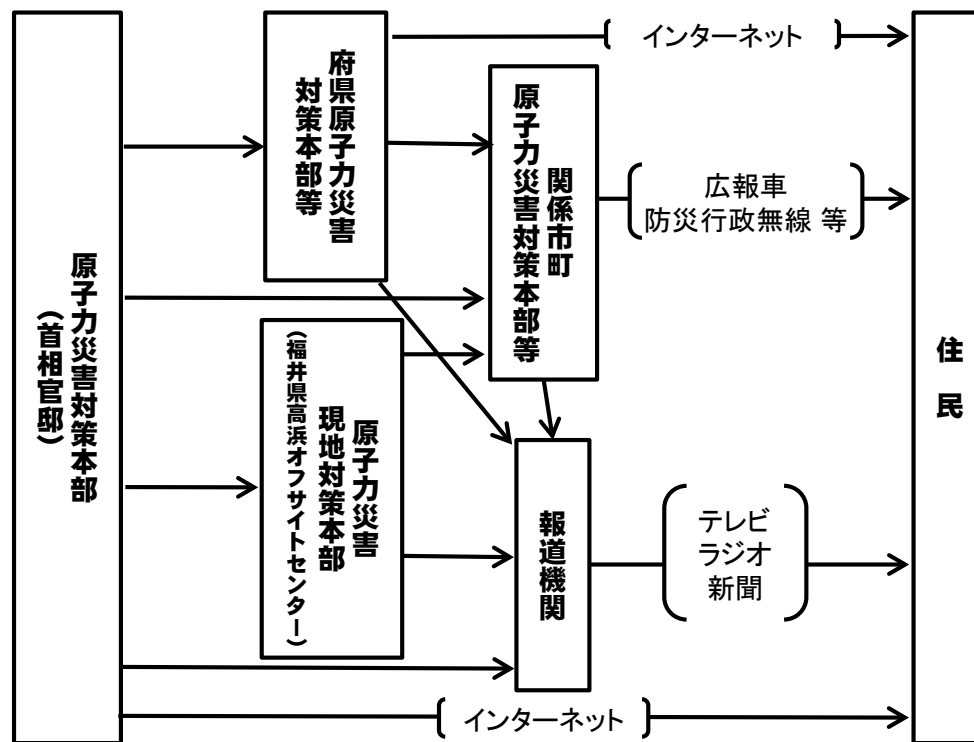
福井県、京都府、滋賀県、関係市町

- 迅速かつ適切な広報活動を行うため、事故情報等に関する中央での記者会見は官邸(内閣官房長官が会見を行い、原子力規制委員会委員等が技術的な内容等を補足説明。)において実施。
- 現地での記者会見については福井県高浜オフサイトセンターにおいて実施。
- 必要に応じ、在京外交団等に情報提供を行うとともに、在外公館を通じて各国政府等にも情報提供。

## 【情報発信のイメージ】

### 【主な広報事項】

- ①事故の発生日時及び概要
- ②事故の状況と今後の予測
- ③原子力発電所における対応状況
- ④行政機関の対応状況
- ⑤住民等がとるべき行動
- ⑥避難対象区域及び屋内退避区域



一元的に情報発信を行うことができる体制を構築するとともに、発信した情報を共有

# 国、関係府県及び関係市町による住民相談窓口の設置

## 国における対応

- 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部、指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕等は、住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を速やかに構築。また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を実施。
- 福井県高浜オフサイトセンターでは、関係府県及び関係市町の問合せ対応を支援。

## 関係府県及び関係市町における対応

- 関係府県及び関係市町は、住民からの問合せに対応する相談窓口を設置するとともに、被災者に対する健康相談窓口（心身の健康相談）等を設置。

## 原子力事業者（関西電力）における対応

- 原子力事業者（関西電力）は、原子力災害発生時、直ちに本店内に相談窓口を設置し、住民からの問合せに対応。また、損害賠償請求への対応として、申出窓口を設置し、各種損害賠償の受付や請求者との協議等、適切に対応。

## 住民等のニーズを見極め、柔軟に対応

- |                 |                     |
|-----------------|---------------------|
| ①事故の発生日時及び概要    | ⑤住民等がとるべき行動         |
| ②事故の状況と今後の予測    | ⑥避難対象区域及び屋内退避区域     |
| ③原子力発電所における対応状況 | ⑦被災企業等への援助・助成措置     |
| ④行政機関の対応状況      | ⑧被災者からの損害賠償請求（関西電力） |



## 4. PAZ内の施設敷地緊急事態 における対応

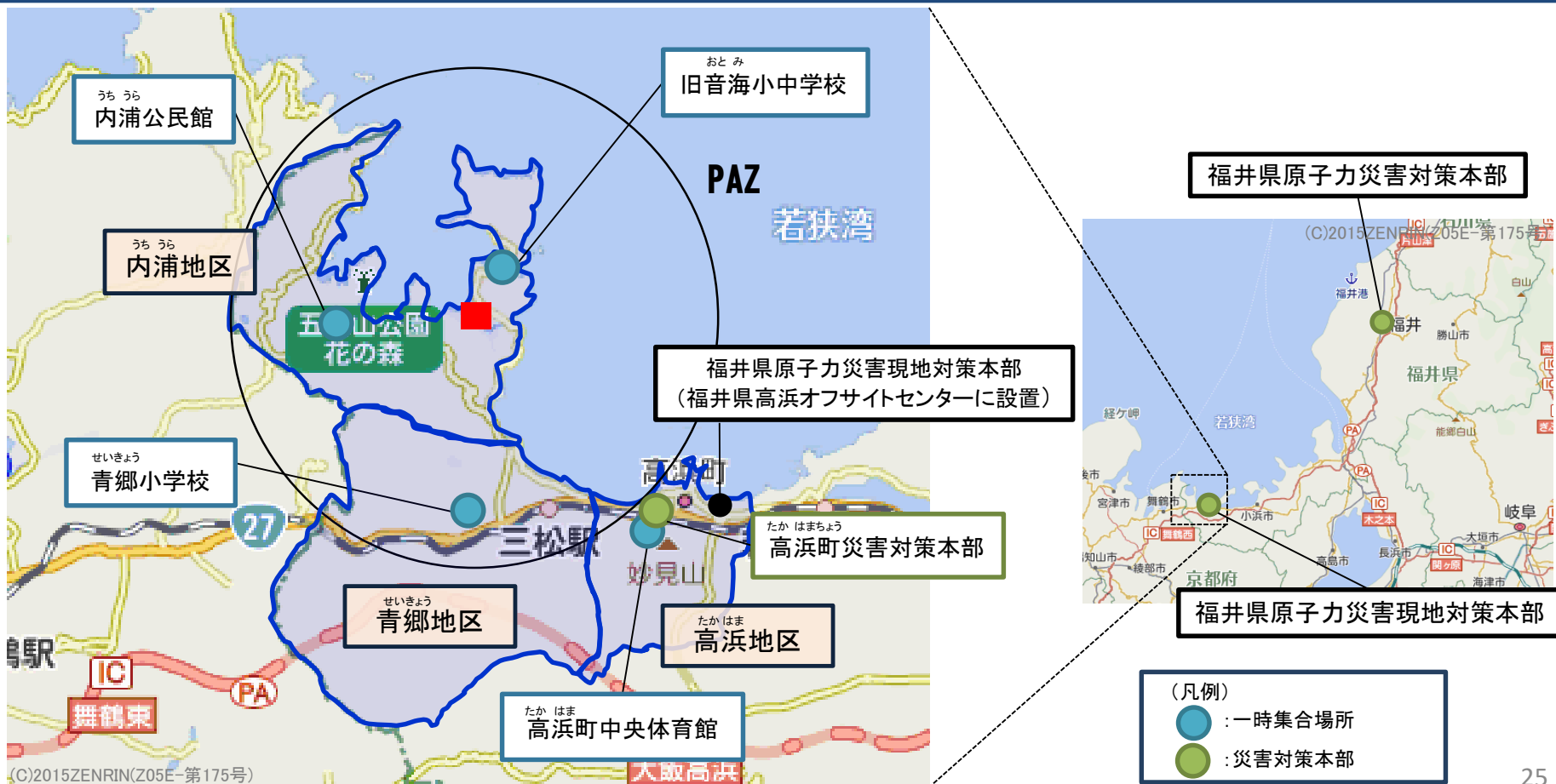
### <対応のポイント>

1. PAZ内の小・中学校、保育所の児童等については、警戒事態で保護者への引き渡しを実施するが、保護者への引き渡しができなかった児童等の移動手段を確保し、避難を開始すること。
2. PAZ内の病院における入院患者及びPAZ内の社会福祉施設の入所者を、あらかじめ定められた避難先又は近傍の屋内退避施設へ移送すること。
3. 在宅の避難行動要支援者を、あらかじめ定められた避難先又は近傍の放射線防護施設へ移送すること。
4. 全面緊急事態に備えて、PAZ内の住民に避難準備を呼びかけるとともに、一時集合場所及び避難所の開設、移動手段の確保等の準備を開始すること。

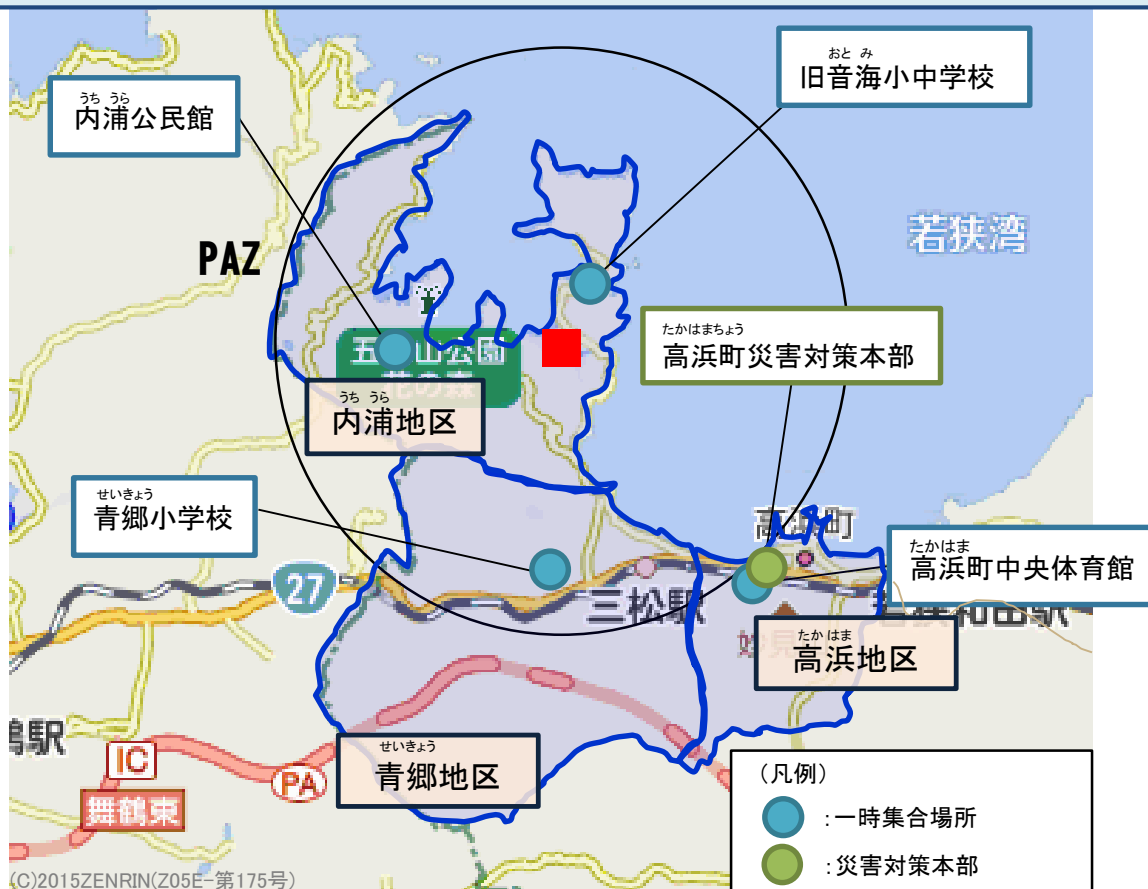
※ 本章では、舞鶴市の「PAZに準じた避難を行う地域」も含めた対応を記載している。

# 福井県及び高浜町における初動対応

- 福井県は、警戒事態が発生した段階で福井県庁に原子力災害警戒本部、福井県高浜オフサイトセンターに原子力災害現地警戒本部を設置。原子力災害警戒本部に67名、原子力災害現地警戒本部に24名が参集。事態の進展に応じ、応急対応に必要な人数を増員し、施設敷地緊急事態で福井県庁に原子力災害対策本部を設置。
- 高浜町は、警戒事態が発生した段階で高浜町役場に事故対策本部を設置し、町の全職員を参集。また、福井県高浜オフサイトセンターに事故連絡室を設置。施設敷地緊急事態で高浜町役場に災害対策本部を設置。
- 警戒事態が発生した段階で、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備のため、福井県及び高浜町は避難用車両等の手配を開始するとともに、PAZ内の住民が避難のため集合する一時集合場所を4ヶ所開設し、各々の集合場所に職員4名を派遣。また、高浜町は、避難車両乗車要員としてバス1台につき職員1名を派遣。
- 警戒事態において、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備要請があった場合、消防団によるPAZ内の施設敷地緊急事態要避難者への避難準備広報を行う。



- PAZ内避難の対象となる3地区内の一時集合場所を拠点に、地区単位のコミュニティを活用した情報伝達を実施。
- 一時集合場所へ派遣された町の職員は、防災行政無線の双方向通信機能や衛星携帯電話等により高浜町災害対策本部と情報を共有。高浜町災害対策本部は、入手した情報を防災行政無線(屋外拡声子局・戸別受信機)、緊急速報メールサービス及び広報車等を活用し、住民へ情報を伝達。
- 消防団は、住民の避難の状況等を確認し、一時集合場所に派遣された高浜町の職員と避難者の状況や避難誘導体制等の情報を共有。
- 小・中学校、保育所、在宅の避難行動要支援者への情報伝達は高浜町災害対策本部等から実施。必要に応じ、自治会長等と協力し、情報伝達を行う。

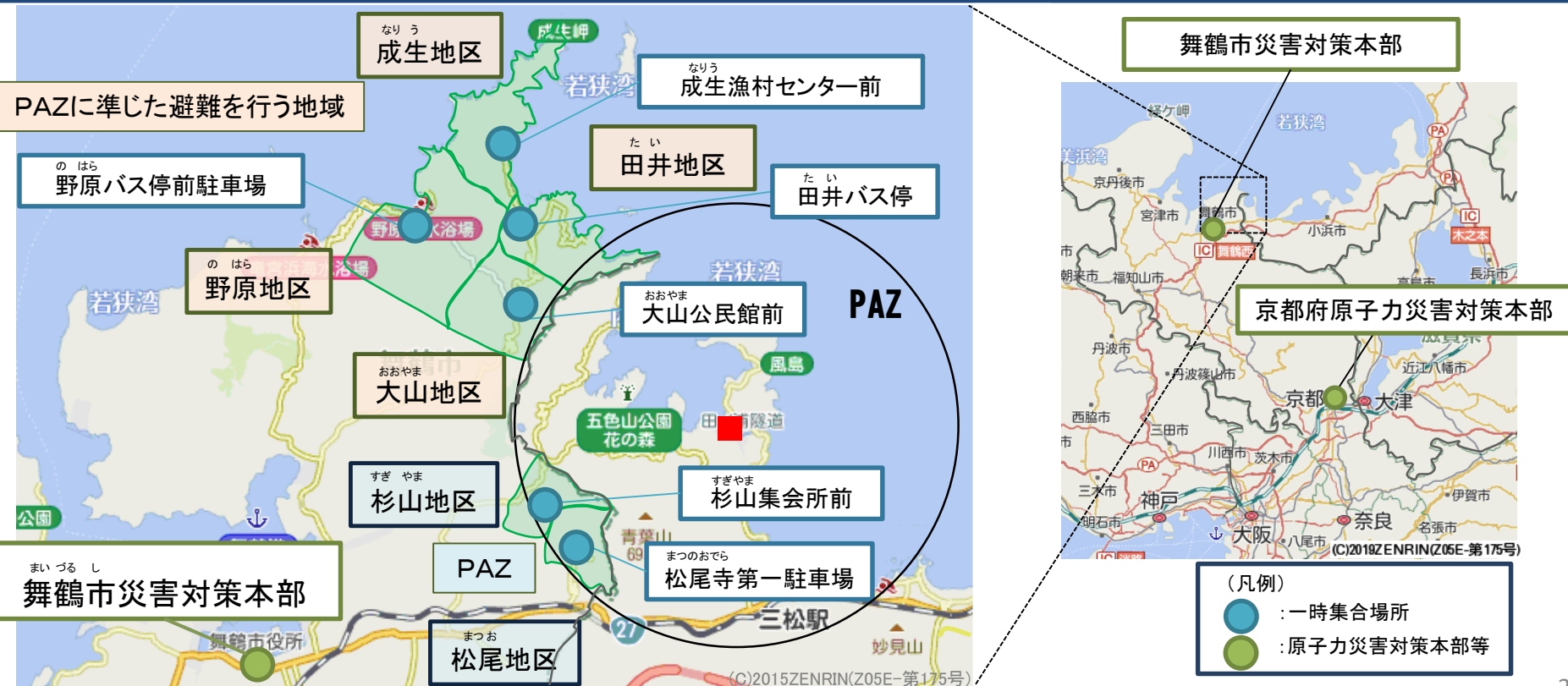


- 防災行政無線やケーブルテレビ放送、緊急速報メールサービス等を活用し、住民へ情報を伝達
- 戸別に受信可能な防災行政無線や音声告知放送を町内全戸に設置
- 小・中学校、保育所、在宅の避難行動要支援者への情報伝達は、高浜町災害対策本部が実施

- 高浜町災害対策本部・一時集合施設(一時集合場所)間の情報共有は、防災行政無線の双方向通信機能や衛星携帯電話等で実施

# 京都府及び舞鶴市における初動対応

- 京都府は、警戒事態が発生した段階で京都府庁に原子力災害警戒本部、府中丹広域振興局に原子力災害警戒支部を設置。原子力災害警戒本部に37名、原子力災害警戒支部に47名が参集。また、情報収集等のため、福井県高浜オフサイトセンターに連絡員を派遣。事態の進展に応じ、応急対応に必要な人数を増員し、施設敷地緊急事態で京都府庁に原子力災害対策本部を設置。
- 舞鶴市は、警戒事態になった段階で舞鶴市役所に災害警戒本部を設置し、市の全職員を参集。また、福井県高浜オフサイトセンターに現地災害対策本部を設置する。施設敷地緊急事態で市役所に災害対策本部を設置
- 警戒事態が発生した段階で、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備のため、京都府及び舞鶴市は避難用車両等の手配を開始するとともに、PAZ(松尾地区・杉山地区)及びPAZに準じた避難を行う地域(大山・田井・成生・野原地区)の住民が避難のため集合する一時集合場所を6ヶ所開設し、各々の集合場所に避難誘導職員2名を派遣。また、避難車両乗車要員としてバス1台につき職員1名を派遣。
- 警戒事態において、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備要請があった場合、消防団によるPAZ及びPAZに準じた避難を行う地域内の施設敷地緊急事態要避難者への避難準備広報を行う。





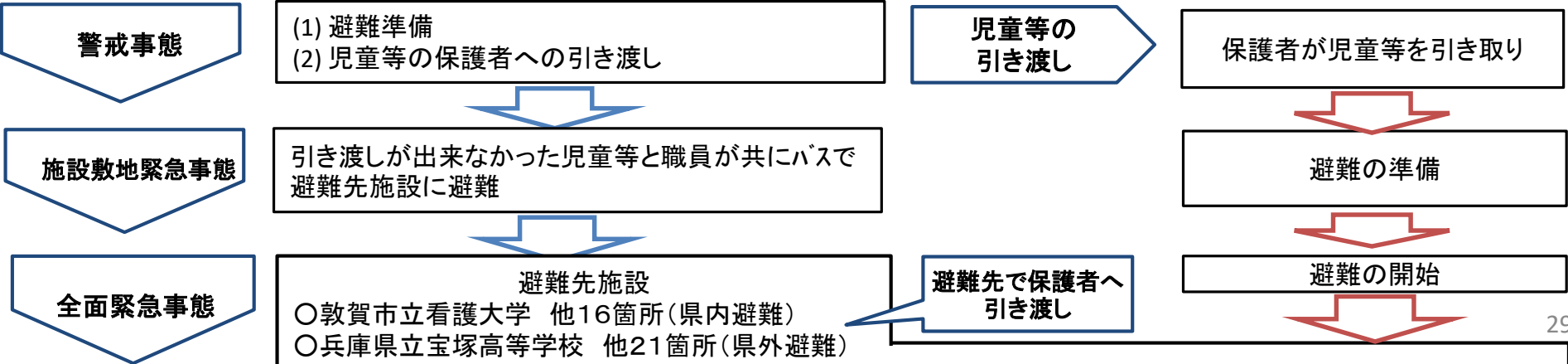


# 高浜町のPAZ内の学校・保育所の児童等の避難

- PAZ内の5つの小・中学校の児童・生徒(653人)及び3つの保育所の幼児(212人)は、警戒事態になった時点で保護者の迎え等について保護者あてに連絡(メール配信等)し、児童等の保護者への引き渡しを実施。
- 施設敷地緊急事態になった時点で、保護者への引き渡しができない児童等は、職員とともに福井県又は高浜町が確保するバスで避難し、避難先において保護者に引き渡す。
- 全ての学校・保育所において個別避難計画を策定済。

学校・保育所			
学校名	人数(人)		
	児童等	職員	合計
内浦 <small>(うちうら)</small> 小学校	23	9	32
内浦 <small>(うちうら)</small> 中学校	12	7	19
青郷 <small>(せいきょう)</small> 小学校	125	20	145
高浜 <small>(たかはま)</small> 小学校	211	24	235
高浜 <small>(たかはま)</small> 中学校	282	33	315
<b>小計</b>	<b>653</b>	<b>93</b>	<b>746</b>
内浦 <small>(うちうら)</small> 保育所	9	4	13
青郷 <small>(せいきょう)</small> 保育所	59	14	73
高浜 <small>(たかはま)</small> 保育所	144	34	178
<b>小計</b>	<b>212</b>	<b>52</b>	<b>264</b>
<b>合計</b>	<b>865</b>	<b>145</b>	<b>1,010</b>

※児童等の人数については、平成31年4月1日現在。



- PAZ内の医療機関及び社会福祉施設(5施設239人)の全てについて、個別避難計画を策定済みであり、30km圏外の施設において、避難先を確保。
- 放射線防護対策が講じられた若狭高浜病院及び若狭高浜病院附属介護老人保健施設については、入所者等の避難に必要な体制が整うまで自施設内の放射線防護対策区域に移動し、屋内退避を実施。受入施設の準備及び移動手段の確保が完了した時点で避難を開始。なお、避難の実施により健康リスクが高まる者は、引き続き放射線防護対策区域で屋内退避を実施。
- 高浜ケアサポート、青葉苑、グっとライフの入所者については、受入施設の準備及び移動手段の確保が完了した時点で避難を開始。なお、避難の実施により健康リスクが高まる者がいる場合、近傍の放射線防護施設に収容。
- 何らかの事情で、あらかじめ選定しておいた避難先施設が活用できない場合には、福井県が受入先を調整。

## 避難元施設

## <PAZ内5施設の入所者等の避難の考え方>

## 避難先施設

### <放射線防護施設>

番号	施設種別	施設名	入所定員 病床数
①	病院	若狭高浜病院	115
②	介護老人 保健施設	若狭高浜病院附属 介護老人保健施設	70

計 185人(職員数110人)

番号	施設種別	施設名	入所定員 病床数
③	有料老人ホーム	高浜ケアサポート (であいの郷)	18
④	生活支援ハウス	青葉苑	9
⑤	サービス付き 高齢者向け住宅	グっとライフ	27

計 54人(職員数 31人)

### 支援者が同行することで避難可能な者

125人(支援者37人)※

(①② 78人(支援者25人)  
③④⑤ 47人(支援者12人))

バス、福祉車両等で移動

### 避難の実施により健康リスクが高まる者

88人(支援者47人)※

(①② 80人(支援者45人)  
③④⑤ 8人(支援者2人))

③④⑤は福祉  
車両等で移動

### 近傍の放射線 防護施設

(①、②の入所者等は、  
自施設内の放射線  
防護区域に移動)

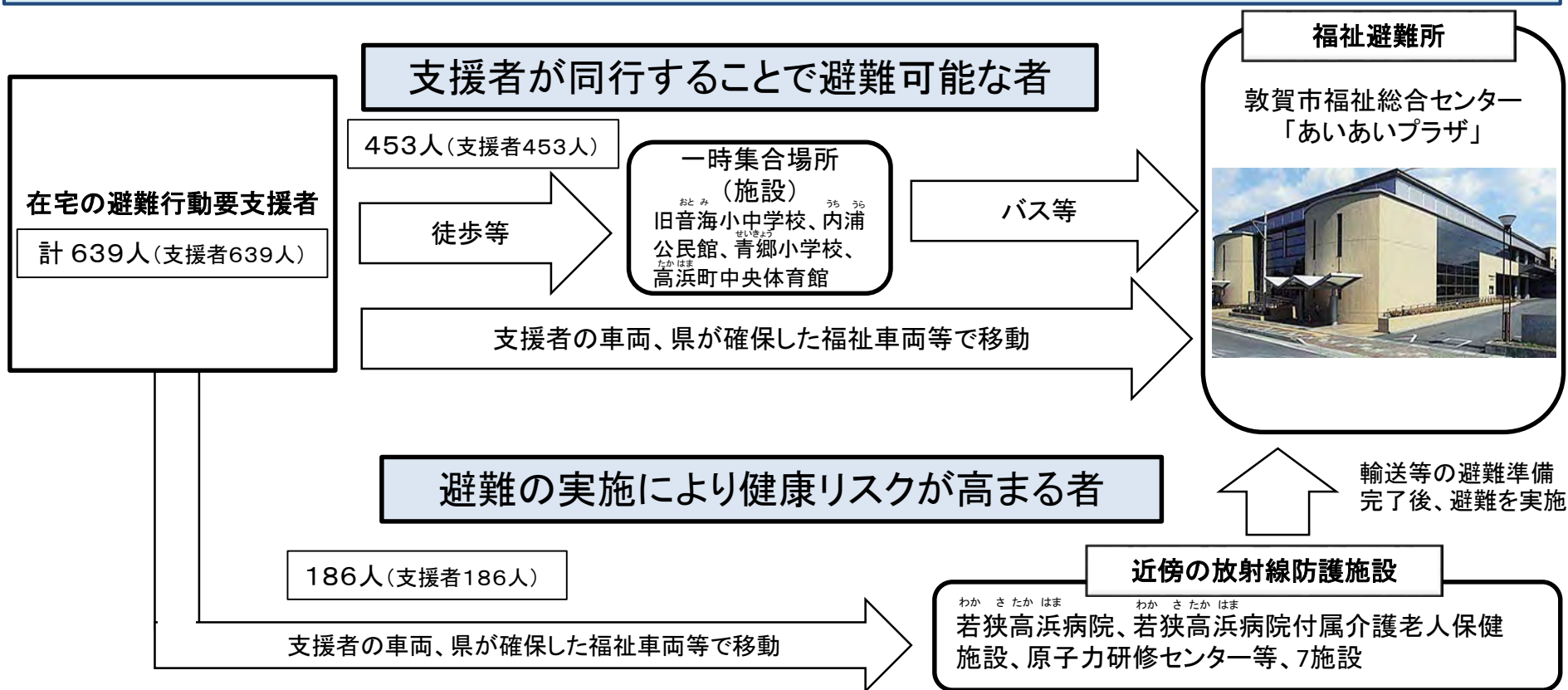
輸送等の避難  
準備完了後、  
避難を実施

番号	施設種別	施設名
1	病院	市立敦賀病院(敦賀市)
		国立病院機構 敦賀医療センター(敦賀市)
		湯の里ナーシングホーム(敦賀市)
2	介護老人 保健施設	リバーサイド気比の杜(敦賀市)
		気比の風(敦賀市)

番号	施設種別	施設名
3		
4	介護老人 福祉施設	常盤荘(敦賀市)
5		

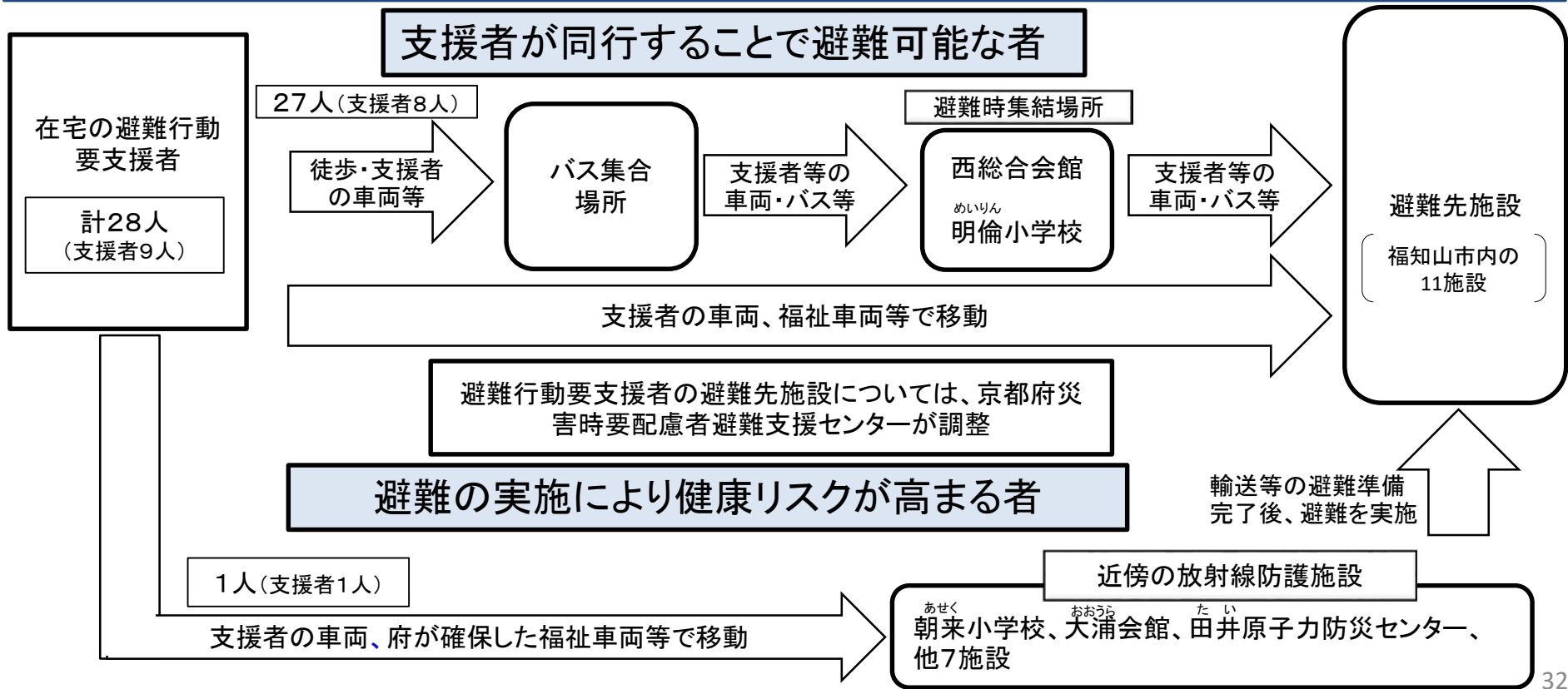
※令和元年8月調査時点の入所者及び支援者数

- 高浜町では、在宅の避難行動要支援者639人全ての者について、あらかじめ避難先を決めてあり、要支援者台帳を整理の上、家族、近隣住民等の協力を得て、避難時の支援者がいることを確認。緊急時に万が一、支援者が対応することができないような場合には、関係市町職員、自治会、消防職員・団員等の協力により対応。
- 支援者の同行により避難可能な者は、支援者等の車両又はバス等で避難先へ移動。
- 避難の実施により健康リスクが高まる者は、支援者の車両又は県が確保した福祉車両等で、近傍の放射線防護施設へ移動。安全に避難できる準備が整うまで、放射線防護施設内に屋内退避。
- なお、避難行動要支援者のバス等による避難においては、身体的な負担を考慮し、避難中に休憩をとるなど健康に配慮した避難を行う。





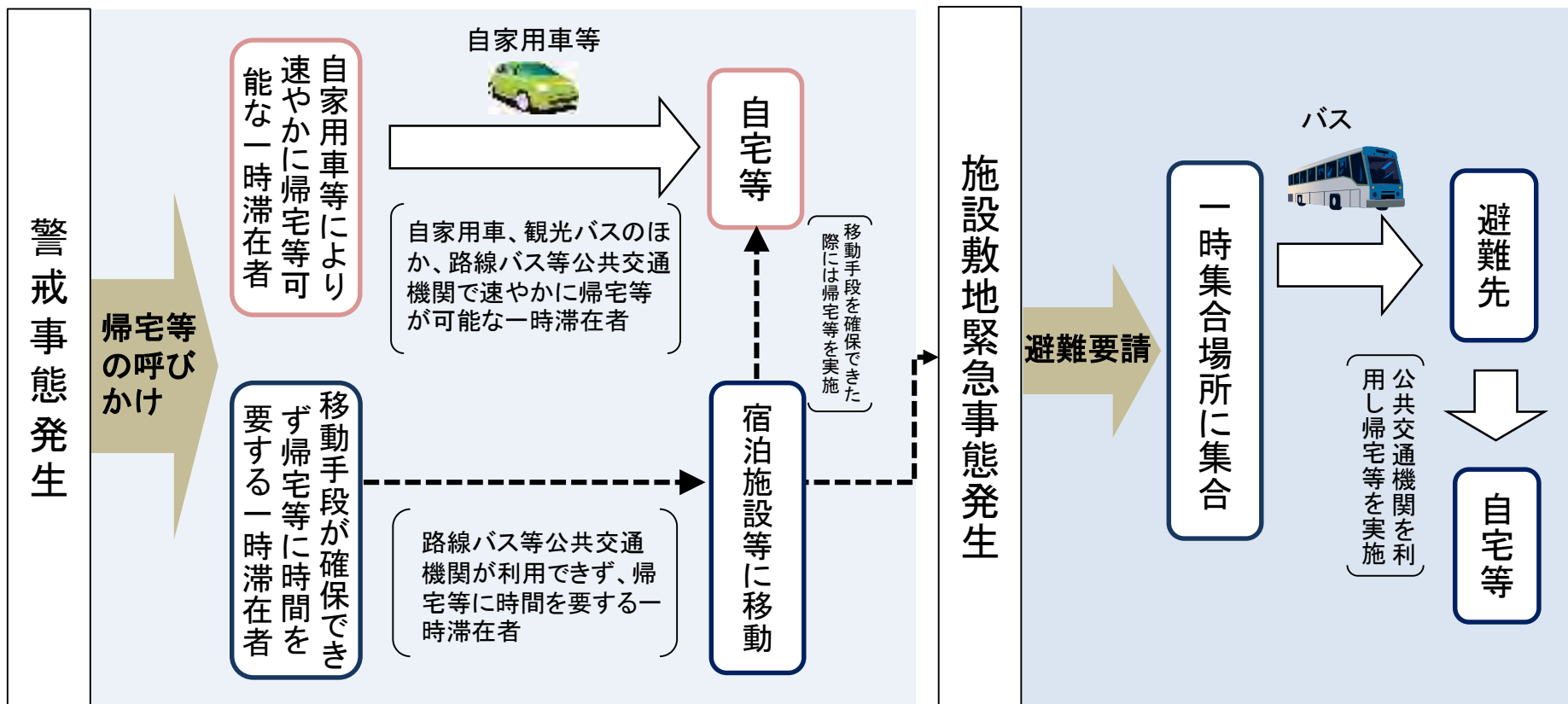
- 舞鶴市では、在宅の避難行動要支援者28人のうち9人は支援者がいることを確認。残る避難行動要支援者については、支援者の確保に向け調整中。また、支援者を確保できない場合においても、行政職員、自治会、消防職・団員等の協力により避難等ができる体制を整備。
- 支援者の同行により避難可能な者は、支援者等の車両又はバス等で避難先へ移動。
- 避難行動要支援者の避難先については、「京都府災害時要配慮者避難支援センター」が舞鶴市と連携の上、避難行動要支援者の態様に応じて府内の施設を調整・確保。
- 避難の実施により健康リスクが高まる者は、支援者の車両又は府が確保した福祉車両等で、近傍の放射線防護施設へ移動。安全に避難できる準備が整うまで、放射線防護施設内に屋内退避。
- なお、避難行動要支援者のバス等による避難においては、身体的な負担を考慮し、避難中に休憩をとるなど健康に配慮した避難を行う。



# PAZ内の観光客等一時滞在者の避難等

- 関係府県及び関係市町は観光客等一時滞在者に対し、警戒事態において、帰宅等呼びかける。
- 自家用車等により速やかに帰宅等可能な一時滞在者は、警戒事態の段階で、自家用車等にて帰宅等を開始。
- 路線バス等公共交通機関も利用できない観光客など、帰宅等に時間を要する一時滞在者については、宿泊施設等に移動し、施設敷地緊急事態の段階で避難を実施。避難の際には、徒歩等により一時集合場所に集まり、福井県や関係市町が確保した車両により避難を実施。

## <観光客等一時滞在者の避難の流れ>



# PAZ内の観光客及び民間企業の従業員の数

- PAZ内の観光施設における日間入場見込み人数は約810人程度、民間企業(従業員30人以上)は9社(約513人)存在。\*
- ※高浜発電所関連企業を除く

## <PAZ内の観光施設の状況>

地区名		施設	入場見込人数(人)
福井県 高浜町	高浜地区	城山公園	260
	内浦地区	五色山公園	100
	青郷地区	青葉山ハーバルビレッジ	150
			計 510人
京都府 舞鶴市	松尾地区	松尾寺	300
			計 300人
			[合計] 810人

※1 福井県については入場ピーク時(8月)の入場者数を基に算定

※2 京都府については平成30年の年間実績を基に算定

※3 入場者の9割以上が自家用車を利用

## <PAZ内の民間企業(従業員30名以上)の状況>

地区	民間企業	従業員数(人)
高浜地区	飲食料品小売業(3社)	111
	家具・装備品製造業(1社)	78
	医療業(1社)	137
	社会保険・社会福祉・介護事業(1社)	62
合計		388

地区	民間企業	従業員数(人)
青郷地区	総合工事業(1社)	50
	家具・装備品製造業(2社)	75
合計		125

[合計] 9社 約513人

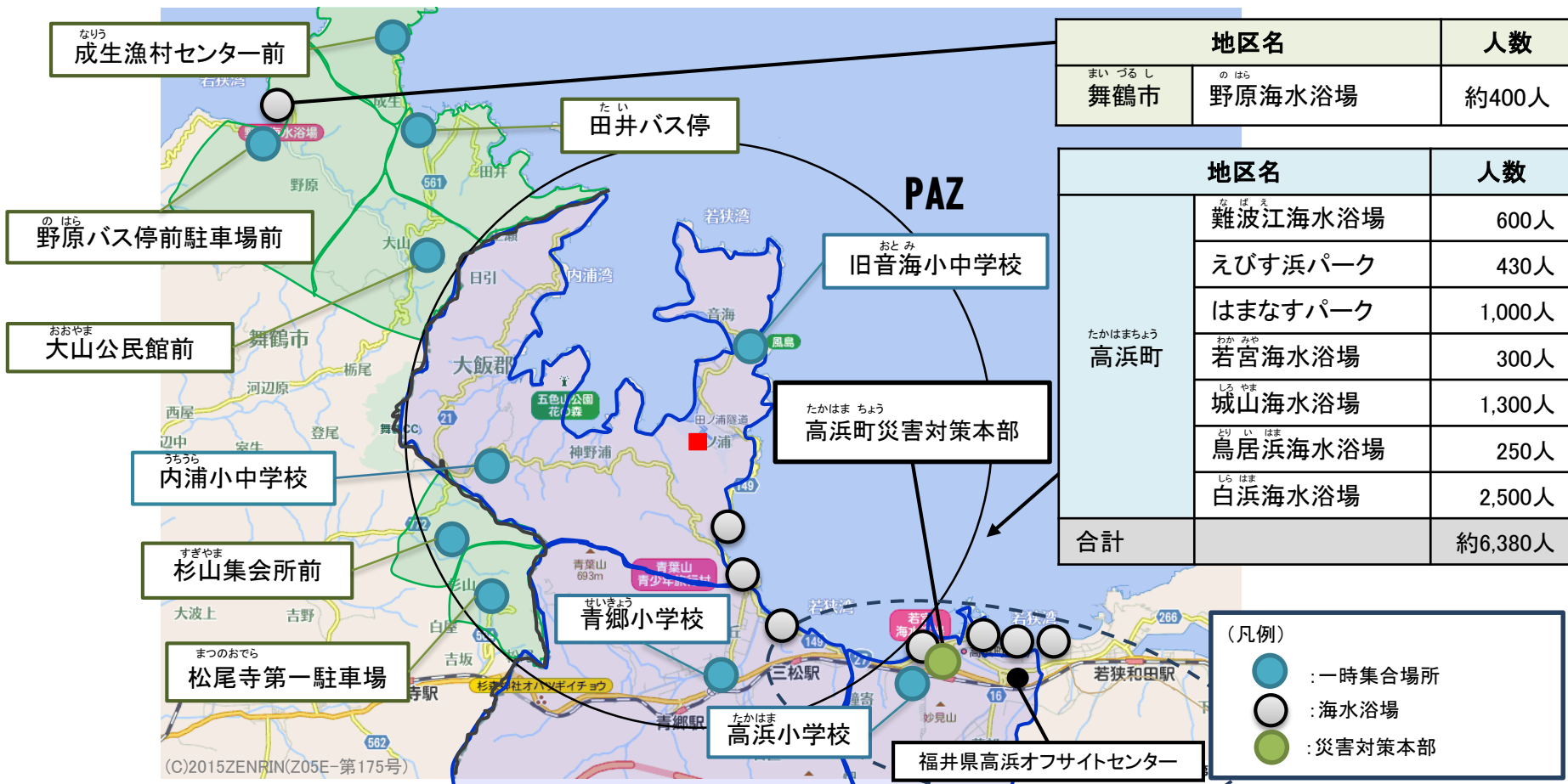
※ 民間企業の従業員については、通勤に使用する自家用車、バスで避難

※ 高浜町内浦地区及び舞鶴市には、発電所関連企業を除き、従業員30人以上の規模の事業所なし

※ 出典:平成28年経済センサス

# PAZ内の海水浴場及び入場者の数

- 高浜町ではPAZ内に海水浴場が7か所あり、平成30年度シーズンの1日当たりの最大入込客数は約6,380人。
- 高浜町の海水浴客の交通手段は、対象となる海水浴場周辺の駐車場利用率によると全体の約9割が自家用車利用で、残りの1割が貸切バス及び公共交通機関を利用。(平成30年度観光客入込調査 高浜町)
- 舞鶴市ではPAZに準じた避難を行う地域に海水浴場が1か所あり、1日当たりの想定最大入込客数を約400人と想定。



- 高浜町において施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力は、想定対象人数4,336人（うち支援者数639人を含む）について、バス92台、福祉車33台（ストレッチャー仕様6台、車椅子仕様27台）。

	想定対象人数	必要車両台数※1			備考
		バス※2	福祉車両※3 (ストレッチャー仕様)	福祉車両※3 (車椅子仕様)	
学校・保育所の児童等の避難	1,010人 (児童等865人 +職員145人)	23台 (児童等865人 +職員145人)	0台	0台	保護者への引き渡しによりその分必要車両台数は減少【資料P29】
医療機関・社会福祉施設入所者の避難	162人 (入所者数125人 +職員数37人)	4台 (入所者121人 +職員34人)	2台 (入所者2人 +職員2人)	1台 (入所者2人 +職員1人)	放射線防護対策が講じられた若狭高浜病院及び若狭高浜病院付属介護老人保健施設(103人(入所者78人+職員25人))については、自施設内の放射線防護区域に移動し、入所者等の避難に必要な体制が整うまで屋内退避を実施。【資料P30】
医療機関・社会福祉施設の入所者のうち、避難の実施により健康リスクが高まる者及びその支援者の避難※4	10人 (入所者数8人 +職員数2人)	0台 (入所者0人 +職員0人)	0台 (入所者0人 +職員0人)	4台 (入所者8人 +職員2人)	放射線防護対策が講じられた若狭高浜病院及び若狭高浜病院付属介護老人保健施設(125人(入所者80人+職員45人))については、自施設内の放射線防護区域に移動するため、車両は不要。放射線防護対策が講じられていない施設は、放射線防護施設に輸送。近距離のためピストン輸送(4往復)を想定【資料P31】
在宅の避難行動要支援者の避難	906人 (要支援者453人 +支援者453人)	21台 (要支援者453人 +支援者453人)	0台	0台	支援者の車両での避難によりその分必要車両台数は減少【資料P31】
在宅の避難行動要支援者のうち、避難の実施により健康リスクが高まる者及びその支援者を放射線防護施設に輸送※4	372人 (要支援者186人 +支援者186人)	0台	4台 (要支援者15人 +支援者15人)	22台 (要支援者171人 +支援者171人)	放射線防護施設に輸送 近距離のためピストン輸送(4往復)を想定【資料P31】
その他の施設敷地緊急事態要避難者等(妊婦・授乳婦・乳幼児・乳幼児の保護者等)を避難先施設に搬送	1,187人	27台	0台	0台	「乳幼児の保護者等」には乳幼児がいる世帯人数を計上
観光施設から避難する一時滞在者	51人 (510人×0.1)	2台	0台	0台	1日あたりの観光客510人のうち、9割以上が自家用車で訪問している(『平成30年度観光客入込調査高浜町』)ことを踏まえ、その1割を想定対象人数として算入。【資料P34】
海水浴場から避難する一時滞在者	638人 (6,380人×0.1)	15台	0台	0台	1日あたりの海水浴客6,380人のうち、9割以上が自家用車で訪問している(『平成30年度観光客入込調査高浜町』)ことを踏まえ、その1割を想定対象人数として算入。【資料P35】
<b>合計</b>	<b>4,336人</b>	<b>92台</b>	<b>6台</b>	<b>27台</b>	

※1 数字は現段階で高浜町が把握している暫定値

※2 バスは1台あたり45人程度の乗車を想定

※3 福祉車両(ストレッチャー仕様)は1台あたり1人、福祉車両(車椅子仕様)は1台あたり2人の避難行動要支援者を搬送することを想定

※4 「避難の実施により健康リスクが高まる者」は、安全に避難できる準備が整うまで、放射線防護施設内に屋内退避(放射線防護施設から避難する場合には、別途車両の確保が必要)36



- 施設敷地緊急事態発生時には、社会福祉施設、在宅の避難行動要支援者、教育機関の避難等のために、福井県嶺南地方のバス会社が保有する車両のほか、高浜町、おおい町、小浜市内の医療機関、社会福祉施設、社会福祉協議会や関西電力が配備する車両により、必要車両台数を確保。

		確保車両台数			備考
		バス	福祉車両 (ストレッチャー仕様)	福祉車両 (車椅子仕様)	
(A) 必要車両台数		92台	6台	27台	
(B) 確保車両台数		計92台	計6台	計27台	
確保先	<small>たか はま ちよう</small> ・高浜町 ・医療機関、社会福祉施設、社会福祉協議会(高浜町、おおい町、小浜市)	1台	3台	11台	保有車両台数 バス1台 福祉車両(ストレッチャー)17台 福祉車両(車椅子)22台
	バス会社(福井県嶺南地方)	82台	—	—	保有車両台数 バス 193台
	関西電力	9台	3台	16台	保有車両台数 バス10台 福祉車両(ストレッチャー、車椅兼用)21台 福祉車両(車椅子)11台

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)が必要に応じて支援を実施

# 舞鶴市において施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力

➤ 舞鶴市において施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力は、想定対象人数145人(うち支援者数9人を含む)について、バス5台、福祉車両7台(ストレッチャー仕様6台、車椅子仕様1台)。

	想定対象人数	必要車両台数※1			備考
		バス※2	福祉車両※3 (ストレッチャー仕様)	福祉車両※3 (車椅子仕様)	
学校・保育所の児童等の避難		該当施設なし			
病院・社会福祉施設の入所者の避難		該当施設なし			
在宅の避難行動要支援者の避難※4	35人 (要支援者27人 +支援者8人)	3台	6台	0台	・支援者の車両での避難によりその分必要車両台数は減少 ・必要に応じて放射線防護施設に輸送【資料P32】
避難の実施により健康リスクが高まる在宅の避難行動要支援者及びその支援者を放射線防護施設に輸送※5	2人 (要支援者1人 +支援者1人)	0台	0台	1台	・支援者の車両での避難によりその分必要車両台数は減少【資料P32】
その他の施設敷地緊急事態要避難者等(妊婦・授乳婦・乳幼児・乳幼児の保護者等)を避難先施設に搬送	38人	0台※6	0台	0台	「乳幼児の保護者等」には乳幼児がいる世帯人数を計上
観光施設から避難する一時滞在者	30人 (300人×0.1)	1台	0台	0台	1日当たりの観光客数300人のうち、9割以上が自家用車で訪問している(『平成30年度観光客入込調査舞鶴市』)ことを踏まえ、その1割を想定対象人数として算入。【資料P34】
海水浴場から避難する一時滞在者	40人 (400人×0.1)	1台	0台	0台	1日当たりの海水浴客400人のうち、9割以上が自家用車で訪問している(『平成30年度観光客入込調査舞鶴市』)ことを踏まえ、その1割を想定対象人数として算入。【資料P35】
<b>合計</b>	<b>145人</b>	<b>5台</b>	<b>6台</b>	<b>1台</b>	

※1 数字は現段階で舞鶴市が把握している暫定値

※2 バスは1台当たり45人程度の乗車を想定

※3 福祉車両(ストレッチャー仕様)は1台あたり1人、福祉車両(車椅子仕様)は1台あたり2人の避難行動要支援者を搬送することを想定

※4 バスについては、PAZ(松尾・杉山地区)に1台、PAZに準じた避難を行う地域(大山地区、田井地区、成生地区、野原地区)に2台を配車し、支援者の車両等で避難することが困難な在宅の避難行動要支援者及びその他の施設敷地緊急事態要避難者等(妊婦・授乳婦・乳幼児の保護者等)を搬送することを想定

※5 「避難の実施により健康リスクが高まる者」は、安全に避難できる準備が整うまで、放射線防護施設内に屋内退避

※6 自家用車で避難することが困難な者は、在宅の避難行動要支援者の避難に使用するバス3台に同乗することを想定

- 施設敷地緊急事態発生時には、在宅の避難行動要支援者の避難のために、舞鶴市が保有する車両のほか、まいづるし市内のバス会社等が保有する車両、まいづるし市内のタクシー事業者が保有する車両により、必要車両台数を確保。

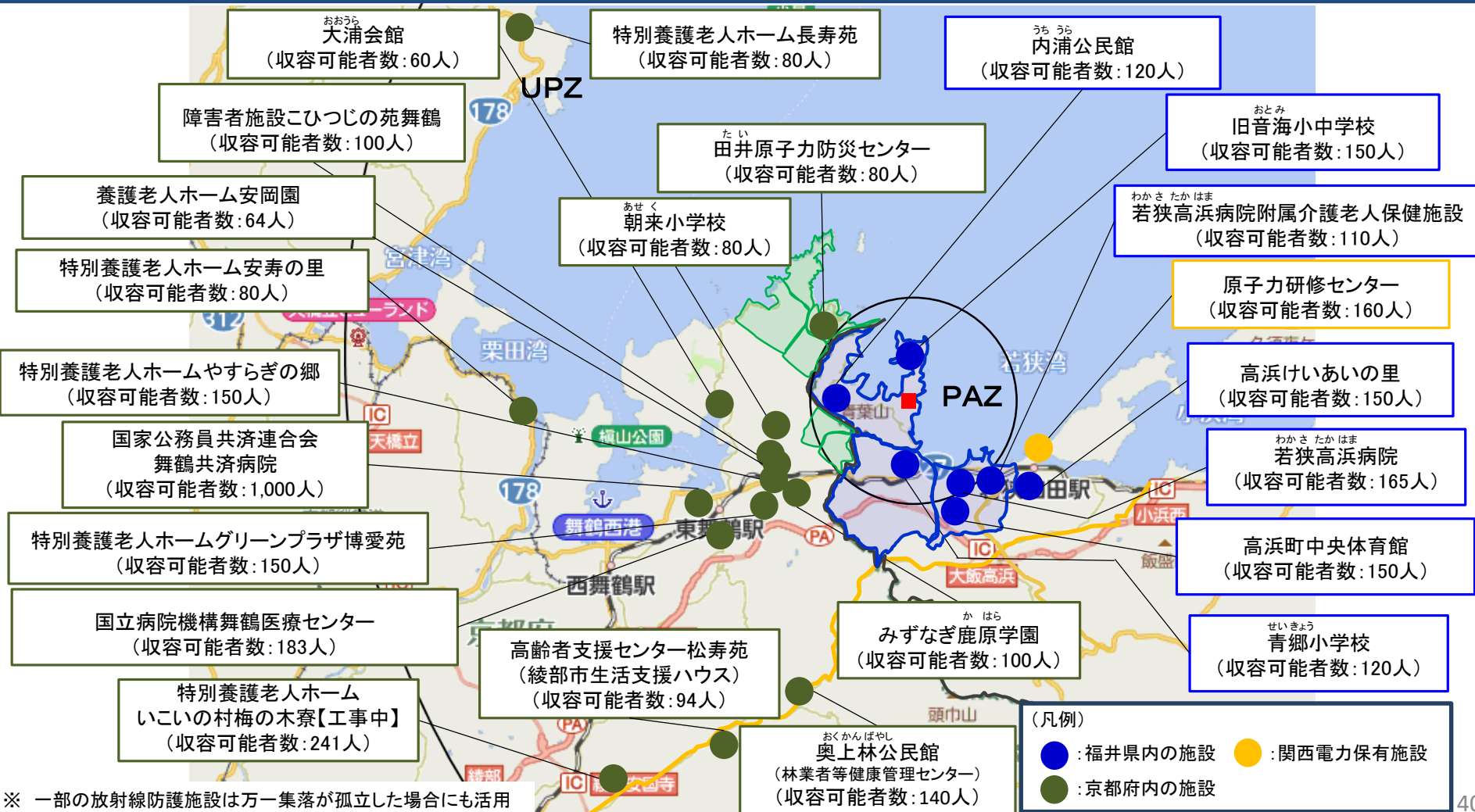
		確保車両台数			備考
		バス	福祉車両 (ストレッチャー仕様)	福祉車両 (車椅子仕様)	
(A) 必要車両台数		5台	6台	1台	
(B) 確保車両台数		計5台	計6台	計1台	
確保 先	まいづるし 舞鶴市	3台	0台	1台	保有車両台数 バス3台 福祉車両(ストレッチャー、車椅子兼用)6台 福祉車両(車椅子)5台
	まいづるし 舞鶴市内のバス会社、 社会福祉施設	1台	0台	0台	バス会社等の保有車両台数 バス80台(乗合含む) タクシー92台 社会福祉施設の保有車両台数 福祉車両(ストレッチャー)30台 福祉車両(車椅子)42台
	関西電力	1台	6台	0台	保有車両台数 バス10台 福祉車両(ストレッチャー、車椅子兼用)21台 福祉車両(車椅子)11台

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)が必要に応じて支援を実施



# 避難の実施により健康リスクが高まる避難行動要支援者に係る対応

- 避難の実施により健康リスクが高まる者については、輸送等の避難準備が整うまで、放射線防護機能を付加した近傍の放射線防護施設(工事中の施設を含め合計23施設)で屋内退避。
- これらの23施設では、施設入所者とPAZ内の在宅の避難行動要支援者等を最大合計約3,486人(工事中、工事予定の施設を除く)を収容可能。
- また、これら23施設では、屋内退避者のための3~7日分を目安に食料及び生活物資等を備蓄。
- さらに、屋内退避中に食料等が不足するような場合には、関西電力が供給。



※ 一部の放射線防護施設は万一集落が孤立した場合にも活用

# 自然災害等により道路等が通行不能な場合の復旧策

- 避難開始前の段階で、避難計画で避難経路として定められている道路等が、自然災害等により使用出来ない場合は、PAZの福井県、京都府、高浜町、舞鶴市は、代替経路を設定するとともに、道路管理者等は復旧作業を実施。
- また、UPZの福井県、京都府及び関係市町においても同様に、避難道路が自然災害等により使用出来ない場合には、代替路線を設定するとともに、道路管理者等は復旧作業を実施。
- 高速道路及び直轄国道については、国土交通省近畿地方整備局及び高速道路会社(NEXCO)が、早急に被害状況を把握し、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保等に努める。

## <直轄国道>

国土交通省近畿地方整備局が  
応急復旧作業を実施

## <舞鶴若狭自動車道>

高速道路会社(NEXCO)が応急  
復旧作業を実施

## <京都府の管理道路>

京都府原子力災害対策本部  
が応急復旧作業を実施

福井県原子力災害対策本部

<福井県の管理道路>  
福井県原子力災害対策本部  
が応急復旧作業を実施

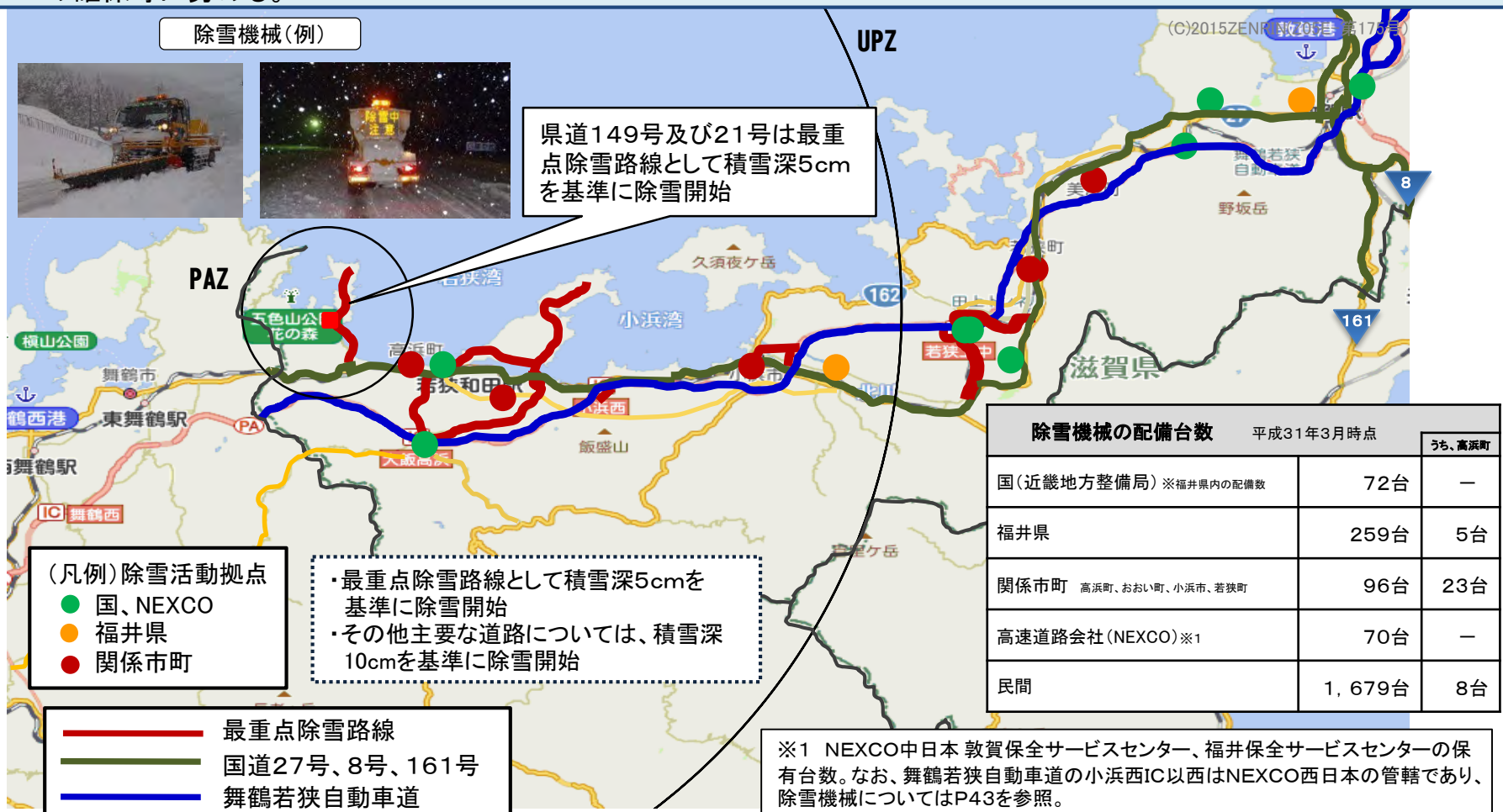
京都府原子力災害対策本部

- 災害発生時には、各管理道路のパトロールを実施し、被害の状況等を把握
- 道路の被害状況を踏まえ、国、府県、高速道路会社がそれぞれ建設業協会等と締結している協定等をもとに、応急復旧工事を実施



# 福井県における降雪時の避難経路の確保

- 福井県は近畿地方整備局や関係機関等との協議を踏まえ、道路雪対策基本計画を定め、短期間の集中降雪による局地的大雪の発生等に柔軟に対応できる体制を整備。
- 福井県は県内外へのアクセス路線となる高速道路ICと主要国道を結ぶ路線や原子力発電所と国道27号を結ぶ幹線道路等を最重点除雪路線と定め、除雪を重点的に実施するとともに、緊急時には民間除雪機械を最大限まで増強し、避難経路の除雪を実施。
- 高速道路及び直轄国道については、国土交通省近畿地方整備局及び高速道路会社(NEXCO)が、除雪体制の強化を図り各関係機関の緊密な連携の下、各機関の除雪計画に基づき、適切な除雪、凍結防止等の対策を行い、冬期間の交通の確保等に努める。

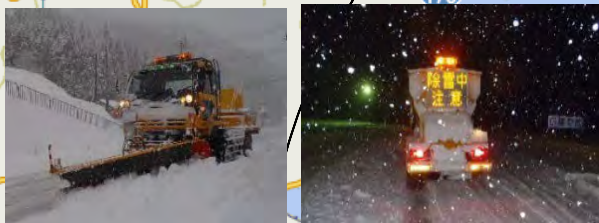




# 京都府における降雪時の避難経路の確保

- 京都府及び関係市町は毎年度除雪計画を定め、住民生活の安定及び経済活動に不可欠な道路をあらかじめ除雪路線にしており、路面上の積雪深が概ね10cmの時には除雪を実施。京都縦貫自動車道等については、京都府道路公社が、雪氷対策要領に基づき、迅速かつ適切な雪氷作業(除雪、凍結防止等の対策)を実施。
- 高速道路及び直轄国道については、国土交通省近畿地方整備局及び高速道路会社(NEXCO)が、除雪体制の強化を図り各関係機関の緊密な連携の下、各機関の除雪計画に基づき、適切な除雪、凍結防止等の対策を行い、冬期間の交通の確保等に努める。

除雪機械(例)



- (凡例) 除雪活動拠点
- 国、NEXCO
  - 京都府
  - 京都府道路公社
  - 関係市町

- 京都縦貫自動車道
- 国道27号
- 舞鶴若狭自動車道

※主要な道路について、積雪深概ね10cmを基準に除雪開始



除雪機械の配備台数 平成31年3月時点	
国(近畿地方整備局) ※京都府内の配備数	33台
京都府	68台
関係市町 舞鶴市、綾部市ほか	41台
京都府道路公社	18台
高速道路会社(NEXCO) ※1	61台
民間	269台

※1 NEXCO西日本福知山高速道路事務所、京都高速道路事務所の保有台数

# 豪雪時における除雪体制

- 原子力災害時に限らず、豪雪時における除雪計画、広報計画の調整等を目的とし、以下の措置を実施。
- 道路管理者、警察、気象台、利用者団体等から構成される情報連絡本部を、福井県においては近畿地方整備局福井河川国道事務所、京都府においては近畿地方整備局福知山河川国道事務所、滋賀県においては近畿地方整備局滋賀国道事務所に設置し、情報を一元化。
- 道路管理者は、集中的な大雪時に備えて、他の道路管理者をはじめ、地方公共団体その他関係機関と連携して、地域特性や降雪の予測精度を考慮し、地域や道路ネットワーク毎に、タイムラインを策定。なお、策定に当たっては、降雪予測が大きく影響を与えることを踏まえ、冬型の気圧配置により日本海側で数日間の降雪が予測される場合には、降雪予測を3日先まで拡充し、タイムラインを策定。
- 国道8号と北陸自動車道を繋ぐアクセス道路（金津インター線、丸岡インター線、鯖江インター線、武生インター線）について国や高速道路会社による除雪支援する協力体制を新たに構築。

## ＜福井県における情報連絡本部（例）＞

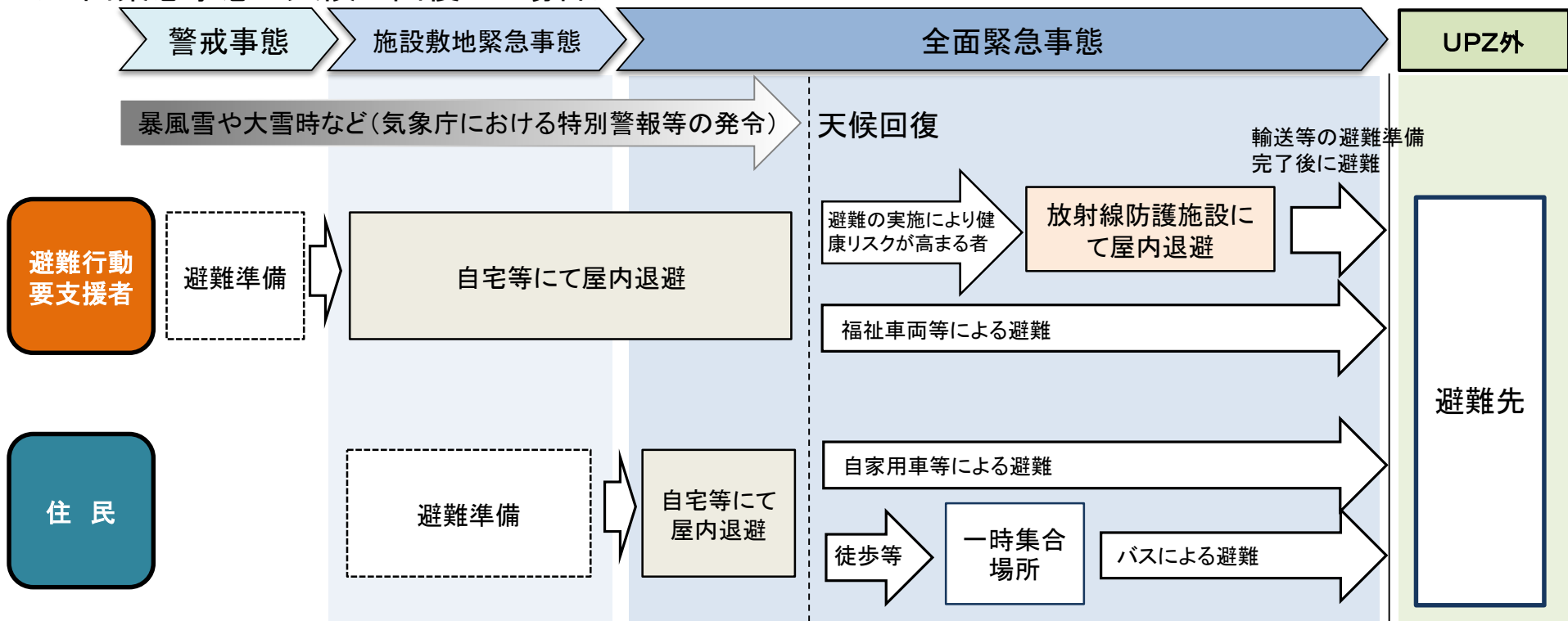




# 暴風雪や大雪時などにおけるPAZ内の防護措置

- 暴風雪や大雪時など、気象庁から特別警報等が発令された場合には、外出を控える等の安全確保を優先する必要があるため、PAZ内の避難行動要支援者及び住民は、天候が回復するなど、安全が確保されるまでは、屋内退避を優先。
- その後、天候が回復するなど、安全が確保できた場合には、避難を実施。また、避難の実施により健康リスクが高まる者は、近傍の放射線防護施設で屋内退避を実施。
- なお、全面緊急事態となった段階で天候が回復するなどし、避難を実施する際には、国及び関係府県等は、避難経路や避難手段のほか、国が提供する原子力発電所の状況や緊急時モニタリングの結果、気象情報等について、確認・調整等を行う。

## ＜全面緊急事態で天候が回復した場合＞



※ 台風等に伴う大雨により、市町から土砂災害や洪水等に係る避難勧告等が発令された場合には、該当地域の住民は、指定緊急避難場所等の安全が確保できる場所で屋内退避を実施。

# 感染症※1の流行下でのPAZ内の防護措置

- 感染症の流行下において原子力災害が発生した場合、感染者や感染の疑いのある者も含め、感染拡大・予防対策を十分考慮した上で、避難や屋内退避等の各種防護措置を行う。
- 具体的には、PAZ内の住民が避難を行う場合には、その過程(避難車両等)又は避難先(避難所等)などにおける感染拡大を防ぐため、感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。
- 原子力災害の発生状況、感染拡大の状況及び避難車両や避難所等の確保状況など、その時々状況に応じて、車両や避難所を分ける、又は同じ車両や避難所内で距離や離隔を保つなど、柔軟に対応する。

## <感染症(新型インフルエンザ等)の流行下での原子力災害が発生した場合(PAZ)>

		避難元		避難等の実施		避難先		手洗い・消毒・マスク着用・一定の距離確保等の感染予防策を徹底	
施設敷地緊急事態要避難者	感染者(重症者)	放射線防護対策施設等で屋内退避を継続 ➢ それ以外の者とは別の施設で屋内退避。		➢ それ以外の者とは、別々の車両で避難。		感染症指定医療機関等で治療			
	避難の実施により健康リスクが高まる者	感染者(軽症者等)※2	放射線防護対策施設等で屋内退避を継続 ➢ 感染者(軽症者等)とは別の施設で屋内退避。	➢ 感染者(軽症者等)とは、別々の車両で避難。		それ以外の者とは、別施設に避難。また、施設内では密集を避ける。			
	それ以外の者※3	それ以外の者※3	放射線防護対策施設等で屋内退避を継続 ➢ 感染者(軽症者等)とは別の施設で屋内退避。		➢ 感染者(軽症者等)とは、別々の車両で避難。		感染者とは、別施設に避難。また、施設内では密集を避ける。		
自宅等で避難準備	避難の実施により健康リスクが高まらない者	感染者(軽症者等)※2	【SE】避難等開始	バス避難者等の一時集合場所等 ➢ 密集を避け、極力分散して集合。 (例) [感染者(軽症者等)] ・一時集合場所等を経由せず、直接指定された避難施設へ避難する。 [それ以外の者] ・検温等による体調確認を行う。 ・一時集合場所等の中で分ける。ただし、別部屋に分けられない場合は、同部屋内で十分な間隔を確保する。 ・一時集合場所等の場所を分ける。		避難車両 ➢ バス等で避難する際は、密集を避け、極力分散して避難。 (例) ・追加車両の準備やピストン輸送等を実施する。 ・マスクを着用し、座席を十分離して着席する。		避難所等 ➢ 感染者(軽症者等)は、それ以外の者とは隔離するため、別施設や個室等に避難。また、密集を避ける。	
	それ以外の者※3	それ以外の者※3		【GE】避難等開始		➢ バス等で避難する際は、密集を避け、極力分散して避難。 (例) ・追加車両の準備やピストン輸送等を実施する。 ・マスクを着用し、座席を十分離して着席する。		➢ 避難先施設では、密集を避ける。	
一般住民	感染者(軽症者等)※2	➢ 指定避難所等に避難を実施する場合は、密集を避け、極力分散して避難。 (例) [感染者(軽症者等)] ・別車両により、指定された避難施設へ避難する。 [それ以外の者] ・検温等による体調確認を行う。 ・施設内の別部屋に分ける。ただし、別部屋に分けられない場合は、同部屋内で十分な間隔を確保する。 ・避難施設の場所を分ける。		➢ バス等で避難する際は、密集を避け、極力分散して避難。 (例) ・追加車両の準備やピストン輸送等を実施する。 ・マスクの着用、座席を十分離して着席する。		➢ 感染者(軽症者等)は、それ以外の者とは隔離するため、別施設や個室等に避難。また、密集を避ける。			
	それ以外の者※3			➢ バス等で避難する際は、密集を避け、極力分散して避難。		➢ 避難先施設では、密集を避ける。			

※1 新型インフルエンザ等対策特別措置法第二条第一項に定める新型インフルエンザ等を指す。

※2 軽症者等とは、入院治療が必要ない無症状病原体保有者及び軽症患者のこと。また、既にUPZ外のホテル等において、療養等している場合あり。

※3 濃厚接触者、発熱者等の感染の疑いのある者、又はそれ以外の者は、可能な限りそれぞれ別々に避難(車両、避難所等)する。

## 5. PAZ内の全面緊急事態 における対応

### <対応のポイント>

1. 自家用車による避難ができない住民については、移動手段(バス等)を確保し、避難を開始すること。
2. 避難先施設の受入れ体制を整えること。
3. 安定ヨウ素剤の服用等を指示すること。また、安定ヨウ素剤を持っていない者(紛失等)に、緊急配布すること。

※ 本章では、舞鶴市まいづるしの「PAZに準じた避難を行う地域」も含めた対応を記載している。

# 高浜町におけるPAZ内の住民の避難先

- 高浜町の3地区（内浦地区、青郷地区、高浜地区）住民の避難については、福井県内及び県外において避難先を確保。地域コミュニティの確保と行政支援継続の観点から、県内避難を基本とする。
- 3地区における避難先については、普段から避難計画に関する広報や訓練等を通じて住民に周知。

PAZ内人口	
内浦地区	652人
青郷地区	2,506人
高浜地区	4,493人
合計	7,651人



避難元	避難先施設
内浦地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>敦賀市立松陵中学校</li> <li>敦賀市立少年自然の家</li> </ul>
青郷地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>敦賀市立看護大学</li> <li>敦賀市立栗野南小学校</li> <li>敦賀市立体育館</li> <li>敦賀市立松陵中学校</li> </ul>
高浜地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>敦賀市立中央小学校</li> <li>愛発公民館</li> <li>敦賀気比高等学校</li> <li>昭英高等学校</li> <li>敦賀市立角鹿中学校</li> <li>敦賀市中郷体育館</li> <li>福井県立敦賀工業高校</li> </ul>

## 兵庫県

避難元	避難先	
内浦地区	三田市	<ul style="list-style-type: none"> <li>駒ヶ谷運動公園</li> </ul>
青郷地区	宝塚市	<ul style="list-style-type: none"> <li>県立宝塚高等学校</li> <li>西公民館</li> <li>末広体育館</li> <li>県立宝塚西高等学校</li> <li>さらら仁川北公益施設</li> <li>宝塚市立中央公民館</li> <li>くらんど人権文化センター</li> </ul>
高浜地区	宝塚市	<ul style="list-style-type: none"> <li>県立宝塚北高等学校</li> <li>市立老人福祉センター</li> <li>東公民館</li> <li>市立スポーツセンター</li> <li>宝塚総合福祉センター</li> <li>県立宝塚東高等学校</li> <li>ピピアめふ公益施設</li> </ul>
	猪名川町	<ul style="list-style-type: none"> <li>猪名川スポーツセンター</li> <li>生涯学習センター</li> <li>文化体育館</li> </ul>

- ＜避難方法＞
- ①自家用車
  - ②バス等の車両による避難
  - ③船舶、ヘリ等による避難



# 舞鶴市におけるPAZ内の住民の避難先

- 舞鶴市の6地区(松尾地区、杉山地区、大山地区、田井地区、成生地区、野原地区)住民の避難先については、京都府内及び府外(兵庫県)において避難先を確保。いずれかの避難先を決める際には、避難先の準備状況、避難先までの移動距離や時間、道路状況の他、気象庁から提供される気象情報などを考慮する。
- 6地区における避難先については、自治会等の単位で、普段から避難計画に関する広報や訓練等を通じて対象となる住民に周知。

PAZ内人口	
まつお 松尾地区	17人
すぎやま 杉山地区	38人
おおやま 大山地区	55人
たい 田井地区	152人
なりう 成生地区	50人
のほら 野原地区	234人
合計	546人

## 兵庫県

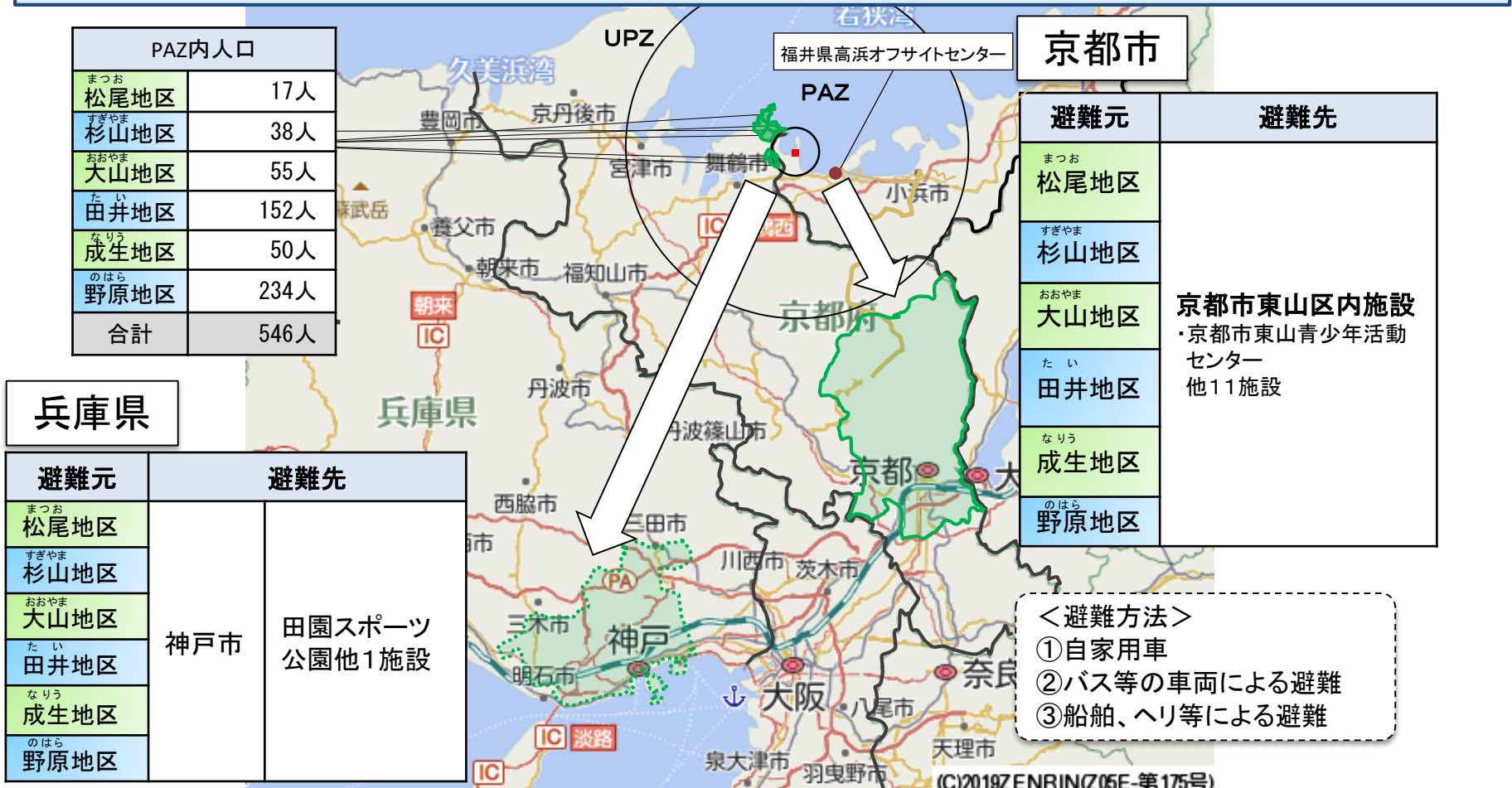
避難元	避難先	
まつお 松尾地区	神戸市	田園スポーツ公園他1施設
すぎやま 杉山地区		
おおやま 大山地区		
たい 田井地区		
なりう 成生地区		
のほら 野原地区		

## 京都市

避難元	避難先
まつお 松尾地区	京都市東山区内施設 ・京都市東山青少年活動センター 他11施設
すぎやま 杉山地区	
おおやま 大山地区	
たい 田井地区	
なりう 成生地区	
のほら 野原地区	

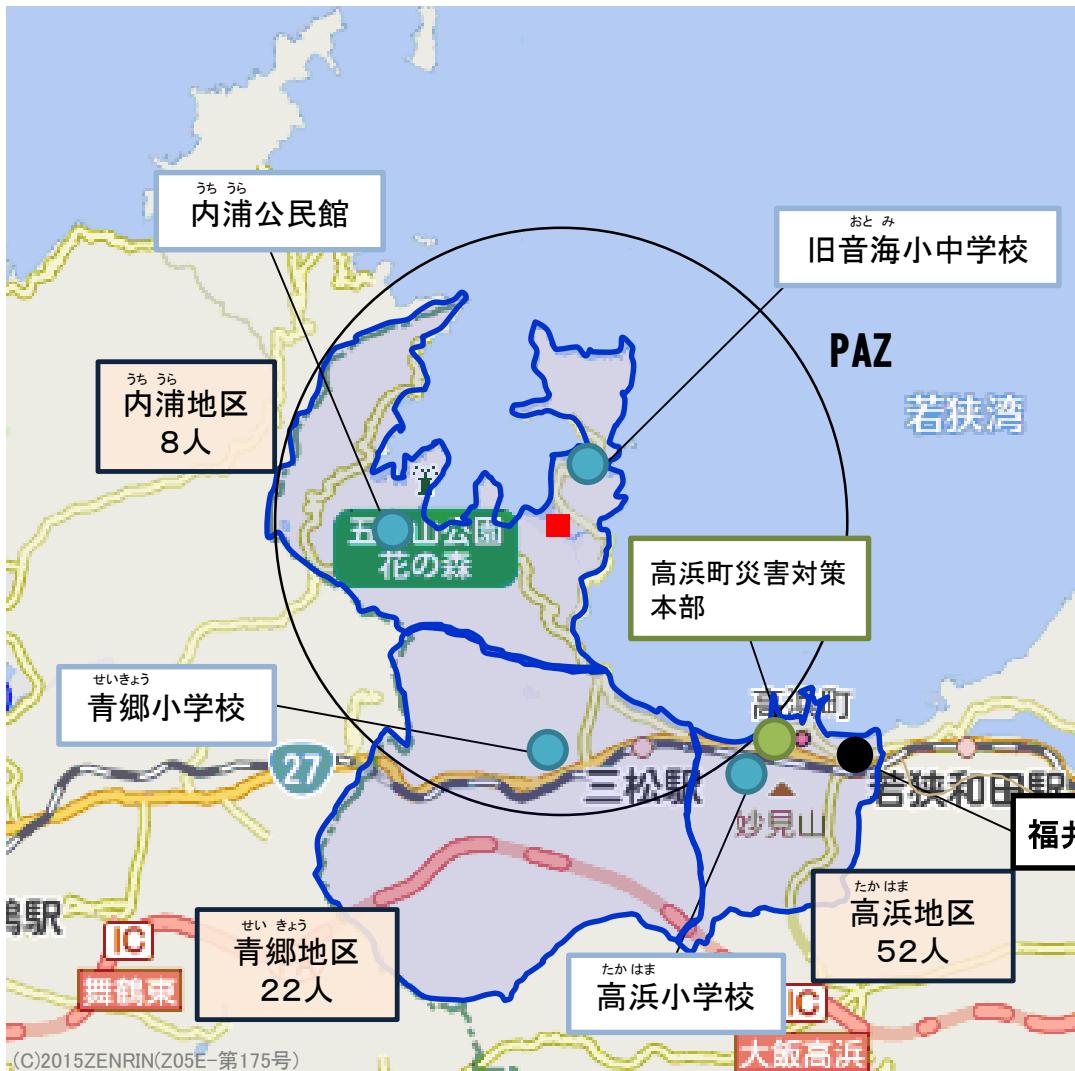
### <避難方法>

- ①自家用車
- ②バス等の車両による避難
- ③船舶、ヘリ等による避難





▶ 高浜町によるアンケート調査の結果、高浜町の3地区における自家用車で避難できない住民は全7,651人のうち82人。



PAZ内地域	人口	うちバス避難者数
内浦地区	652人	8人
青郷地区	2,506人	22人
高浜地区	4,493人	52人
合計	7,651人	82人

※人数は31年4月1日現在

※高浜町においては、アンケート結果による数値

福井県高浜オフサイトセンター

(凡例)

- : 一時集合場所
- : 災害対策本部